

# 平成29年9月甲良町議会定例会会議録

平成29年9月5日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 平成28年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第4号 平成28年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて  
（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第7号 平成28年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第16 議案第27号 甲良町立幼稚園使用料条例の全部を改正する条例
- 第17 議案第28号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第29号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第30号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第31号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第23 同意第17号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第24 一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
副町長	大橋久和	学校教育課長	大和高成
総務課長	中川雅博	社会教育課長	大野けい子
税務課長兼 教育次長	福原猛	保健福祉課長	米田志保子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	小林千春
総務課参事	橋本浩美	建設水道課長兼 人権課長	中村康之
企画監理課長	宮川哲郎	会計管理者	西村克英
産業課長	北坂仁	監査委員	上野安德

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

○西川議長 皆さん、おはようございます。

傍聴席の方をお願いしておきます。マスコミの方を含めて、静かに傍聴していただきたいということと、携帯電話等はマナーモードもしくは電源を切っていただきたいと思います。出入りの際は、ドアを静かに開閉していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、始めます。

ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成29年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員および7番 宮寄議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成29年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をさせていただきます。

初めに、今後の甲良町の防災拠点となる甲良町地域防災センター建設に向けて、開発行為の許可条件をめざすための土地造成工事の入札が終わり、平成30年度竣工をめざし、去る8月26日より土地造成工事に入り、駐車場では一部、迷惑をかけておりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、甲良町公金着服事件に関する第三者調査委員会から、8月2日に提

言をいただきました。議員の皆様には8月18日の全協でご説明申し上げ、住民の皆様には9月1日付の広報および全戸へ報告書の概要版の配布、その他ホームページや町政情報コーナーでの閲覧を行い、報告内容を公開しております。提言において、着服が行われた原因などの指摘があり、再発防止に向けた今後の取り組みを提言いただいておりますことから、順次、実行していく所存でございます。

その他、中学生議会や夏祭りなど、多くの行事が猛暑の中、実施されました。また、8月7日の台風5号では、初めて避難所を開設いたしました。幸いにも被害はありませんでしたが、これからの台風シーズンに向け、一層の準備に取り組む所存であります。その一つとして、9月10日に防災訓練を実施予定です。議員の皆様におかれましても、地元での参加をお願いし、安心、安全な甲良町の住民と一緒に創っていければと思っております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第2号から第4号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。

平成28年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため比率は算出されません。実質公債費比率につきましては、前年と同じポイントの11.2%となりました。将来負担比率につきましては、前年の3.1ポイントから減少し、比率が算出されなくなりました。公営企業会計における資金不足比率は、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

承認第6号は、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第9号は、平成28年度甲良町一般会計および各特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

内容を事業面から申しますと、交通安全、防犯関連では、グリーンベルト設置および各字防犯灯LED化への補助事業、まちづくり関連では、地方創生先行事業およびふるさと納税事業、保健福祉関連では、福祉医療費助成、予防接種追加事業および後期高齢者医療健診事業、防災関連では、一次避難所施設耐震改修事業、建設水道関連では、地積調査および狭あい道路改修、舗装修繕など、その他にも各所属において諸事業の充実および推進を図ってまいりました。

財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額

が40億2,087万5,000円の3.5%増、歳出総額が38億6,504万6,000円で、4.4%増となっております。歳入の増加理由として、大きくは地方創生交付金、臨時福祉給付金交付金など、国庫支出金の増、前年度からの繰越金の増や財政調整基金などの繰入金の増によるものでございます。

次に、地方債現在高につきましては、順調に償還を行い、対前年2億1,651万1,000円減の28億665万9,000円となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年8.2ポイント減少し、119.0%になりました。また、積立金現在高につきましては、対前年8,585万4,000円増の10億3,658万8,000円となりました。今後の財政運営につきましては、徴収対策により注力し、取り組むべき事業を短絡的視点ではなく、長期的に判断し、今後の展開を図っていく所存でございます。

続きまして、議案第27号は、甲良町立幼稚園使用料条例の全部を改正するものであります。

議案第28号は、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正するものであります。

議案第29号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第3号）では、1億4,295万2,000円を追加し、補正後の予算額を46億9,897万4,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、全体的には人件費が主な補正となっておりますが、そのほか主な内容を申し上げますと、総務費では横領事件再発防止のためのマニュアル整備の計上および財政調整基金の積立金の増額。民生費では、国民健康保険への事務費繰出の減額、前年度補助金返還金の計上。農林水産業費では、環境保全型農業直接支払交付金の増額。土木費では、道路台帳等更新業務委託の計上。教育費では、教育施設に係る電気設備の修繕料の計上などによるものでございます。

議案第30号は、平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、6,548万6,000円を追加し、補正後の予算額を11億6,101万3,000円とするものでございます。人件費補正のほか、主な内容としましては、保険給付費および予備費の増によるものでございます。

議案第31号は、平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、940万円を追加し、補正後の予算額を7億8,312万5,000円とするものでございます。人件費補正のほか、主な内容としましては、保険料還付金および予備費の増によるものでございます。

諮問第1号および2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるものでございます。

同意第17号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○西川議長 日程第3 報告第2号から日程第5 報告第4号までを一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第2号 平成28年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてということで、裏面をお願いいたします。

平成28年度甲良町財政健全化判断比率で健全化判断比率、平成28年度、早期健全化基準の順に説明いたします。

まず1つ目で、実質赤字比率はありません。15%でございます。

2番目の連結実質赤字比率、これもありません。20%でございます。

3番目の実質公債費比率11.2%で、25%であります。

4番目の将来負担比率はありません。これが350%であります。

続いて、報告第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてということで、これも裏面をお願いいたします。

平成28年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率、資金不足比率、平成28年度は不足を生じておりません。経営健全化基準は20%でございます。

続いて、報告第4号 平成28年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。これも裏面をお願いいたします。

平成28年度甲良町水道事業会計資金不足比率、資金不足比率は生じておりません。経営健全化基準が20%であります。

以上であります。

○西川議長 これをもって報告を終わります。

ここで監査委員の山田裕康議員から、平成28年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 平成28年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法の規定により、平成28年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。実質赤字比率について。実質収支は黒字のため、算出されない。

連結実質赤字比率について。連結実質収支は黒字のため、算出されない。

実質公債費比率について。11.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好である。

将来負担比率について。将来負担額から充当可能財源等を引くとマイナスであり、比率が算出されないため健全である。

続きまして、平成28年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法の規定により、平成28年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。資金不足比率について、両会計とも資金不足は生じないため、算出されない。

以上です。

○西川議長 ありがとうございます。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第6 承認第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて。

損害賠償額を定めることについて。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。皆さん、お手元に配布しております説明書によりまして、説明を申し上げます。

事故の概要でございます。

下の事故発生状況の図の方でも示させていただいておりますが、平成29年7月24日、月曜日、午後5時15分ごろ、保健福祉課職員Aが訪問に行く際に、公用車で車庫からバックで出たところ、後方の甲良町保健福祉センター駐車場に駐車していた相手方の車に接触し、損害を与えたものでございます。

相手方でございます。滋賀県近江八幡市鷹飼町1637番地4、福地照美氏でございます。

損害賠償額でございますが、9万9,144円でございます。内訳といたしまして、9万3,204円が車両の修理費でございます。5,940円が代車の費用でございます。

示談日といたしまして、平成29年8月23日でございます。

保険会社につきましては、滋賀県の町村会で扱っております一般財団法人全国自治協会の中の処理を行う会社といたしまして、町村自動車共済サービス事務所近畿センターでございます。

事故報告および顛末書につきましては、平成29年7月25日に提出されております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 きこのうの全員協議会でも言いましたが、この事故状況を見てみますと、初歩的な、後ろを見るということを全くしないまま、後進で当てています。それで、顛末書の中になぜこういうことになったのか、自己反省、自己分析というのが書かれていますか、その中身はどういうようにして、なぜ初歩的な接触をしてしまったのかという記述がありますか、その中身を説明してください。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 顛末書の中身でございますが、事故の状況が書いてございまして、そちらの方には不注意によるものということ、文書としましては、その一文だけなんですけれども、聞き取りといたしまして、バックする

際に、思っていたよりも自動車の幅がとれなくて、不注意で当たってしまったというようなことを報告で聞いております。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

9番 丸山議員。

○丸山議員 たしか前にも建設水道課の軽ダンプがこの駐車場でバックして、一般の方に当たったというときがあつて、そのときのマニュアルとしまして、町としては公用車は必ずとめるときはバックでとめるというようになったと思っています。その辺は職員の方は知らなかったのかどうかというのをちょっと教えてほしいです。たしか、あのときにもう公用車は常に帰ってきたらバックでとめると。出やすいように前進で出られると、バックでとめると、たしかそういうようになっていたと思うんです。そういうことになっていけば、こんな事故は防げるのではないかなと思います。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほどご指摘がございましたように、こちらを見ていただいてもわかりますように、こちらの方はバックでとめさせていただいております。この状況から見ると、前からとめていたということで、全部ちょっと周知ができていなかったということで、再度周知をさせていただきます。

それとまた、補足なんですけれども、公用車の事故が何回か発生しておりますので、昨年度は彦根署の方から来ていただきまして、交通事故に特化した研修を行って、再発防止には努めておりますが、このようなことで事故が起きてしまいました。申しわけありません。

○西川議長 ほかにありませんか。

9番 丸山議員。

○丸山議員 すみません、再度。こういうことは保健福祉課の方ではまだ管理ができていなかったという認識でよろしいか。というのは、たしかに今、見た限り、庁舎内にとまっている公用車を見ると、私も裏も表も見ている中では、必ずバックでとめてあるのは見ているんですが、保健福祉課の確認はちょっとできでいなかったんですが、やっぱりこれからは金額的というか、けがもない、非常に速やかにいけた事故である中であつても、やっぱり数が重なるとそういうわけにはいきませんので、今後、保健福祉課の方に関してもやっていくということで、よろしいですか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉課の場合、とめている車庫の前が検診室の窓になっているんです。バックでとめると排気ガスが入ってしまいますので、前向きでとめておりましたが、今のお話を聞かせていただいて、少し考えさせ

ていただきたいと思います。

以上でございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第7 認定第1号から日程第15 認定第9号までの9議案を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成28年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業

報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道課長において順次説明を求めます。

会計管理者。

○西村会計管理者 失礼いたします。私の方から認定第1号から認定第8号までの、平成28年度の各会計決算認定についてご説明させていただきます。

まず最初をお願いをしておきたいと思います。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額を中心に説明をさせていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。表紙と1枚をめくっていただきたいと思いません。

平成28年度甲良町一般会計決算。歳入歳出予算額42億286万9,000円、歳入決算額40億1,418万9,068円、歳出決算額38億5,836万1,847円。歳入歳出差引残額1億5,582万7,221円、うち翌年度繰越財源としまして、3,206万3,000円、実質収支は1億2,376万4,221円です。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額を読み上げさせていただきます。

1款 町税、収入済額8億2,095万8,318円、不納欠損額777万5,390円、収入未済額4,924万1,901円、2款 地方譲与税、3,439万6,000円、3款 利子割交付金96万8,000円、4款 配当割交付金237万7,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金152万2,000円、6款 地方消費税交付金1億1,052万8,000円、7款 自動車取得税交付金959万8,000円、8款 地方特例交付金195万円、9款 地方交付税16億8,059万2,000円。

3ページをお願いします。

10款 交通安全対策特別交付金125万4,000円、11款 分担金及び負担金、収入済額3,935万6,820円、不納欠損額56万6,620円、収入未済額461万9,175円、12款 使用料及び手数料、収入済額2,300万3,317円、不納欠損額4万6,800円、収入未済額2,255万3,139円、13款 国庫支出金、収入済額3億2,27

3万6,284円、収入未済額7,361万5,000円、14款 県支出金2億4,340万292円、15款 財産収入2,224万2,793円、収入未済額72万円、16款 寄付金1億895万5,261円、17款 繰入金9,234万2,722円。

5ページをお願いします。

18款 繰越金1億8,326万1,389円、19款 諸収入、収入済額1億3,283万1,872円、不納欠損額2万1,700円、収入未済額384万39円、20款 町債、収入済額1億8,191万5,000円、収入未済額7,500万円。歳入合計、収入済額40億1,418万9,068円、不納欠損額841万510円、収入未済額2億2,958万9,254円です。

7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出ですが、こちらにつきましては款ごとの支出済額、翌年度繰越額の方を読み上げさせていただきます。

1款 議会費、支出済額6,663万3,019円、2款 総務費、支出済額8億4,709万8,497円、翌年度繰越額157万4,000円、3款 民生費、支出済額12億4,006万5,831円、翌年度繰越額3,154万1,000円、4款 衛生費2億5,484万592円、5款 労働費57万5,244円、6款 農林水産業費1億3,410万7,893円、翌年度繰越額8,350万円、7款 商工費2,919万8,970円。

9ページをお願いいたします。

8款 土木費1億6,191万6,508円、9款 消防費、支出済額1億1,667万5,011円、翌年度繰越額5,676万3,000円、10款 教育費、支出済額3億7,281万3,183円、翌年度繰越額730万円、11款 災害復旧費の支出はございません。12款 公債費4億2,396万1,984円、13款 諸支出金2億1,047万5,115円。

11ページをお願いいたします。

14款 予備費についての支出はございません。歳出合計、支出済額38億5,836万1,847円、翌年度繰越額1億8,067万8,000円でございます。

続きまして、別冊の特別会計の説明をさせていただきます。2枚おめくりください。

認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

歳入歳出予算額11億7,647万円、歳入決算額10億8,323万4,644円、歳出決算額10億4,871万3,791円、歳入歳出差引残額

3, 452万853円。うち、翌年度繰越財源はございません。実質収支3, 452万853円です。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 国民健康保険税、収入済額1億6, 843万2, 554円、不納欠損額658万8, 144円、収入未済額4, 596万3, 983円、2款 使用料及び手数料6万5, 900円、3款 国庫支出金2億3, 357万6, 303円、4款 療養給付費交付金1, 815万1, 000円、5款 県支出金7, 687万5, 312円、6款 共同事業交付金2億2, 037万8, 933円、7款 財産収入35円、8款 繰入金1億515万5, 407円、9款 繰越金3, 328万2, 073円、10款 諸収入122万1, 509円。

3ページをお願いいたします。

11款 前期高齢者交付金2億2, 609万5, 618円。歳入合計、収入済額10億8, 323万4, 644円、不納欠損額658万8, 144円、収入未済額4, 596万3, 983円です。

5ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、支出済額3, 133万4, 347円、2款 保険給付費5億8, 439万3, 193円、3款 老人保健拠出金3, 600円、4款 介護保険納付金4, 518万3, 902円、5款 共同事業拠出金2億4, 055万8, 465円、6款 保険事業費1, 775万2, 201円、7款 基金積立金35円、8款 諸支出金759万106円、9款 公債費600万円。

7ページをお願いいたします。

10款 後期高齢者支援金等1億1, 581万3, 979円、11款 前期高齢者交付金等8万3, 963円、12款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額10億4, 871万3, 791円です。

続きまして、下水道会計の決算をお願いいたします。

認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計決算について説明させていただきます。

歳入歳出予算額4億6, 918万2, 000円。歳入決算額4億5, 851万3, 368円、歳出決算額4億5, 750万2, 859円、歳入歳出差引残額101万509円うち、翌年度繰越財源はございません。実質収支101万509円です。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 分担金及び負担金、収入済額182万8, 800円、不納欠損額1万円、収入未済額16万円、2款 使用料及び手数料、収入済額9,

057万290円、不納欠損額102万890円、収入未済額811万3,300円、3款 国庫支出金、収入済額1,260万円、4款 財産収入3万1,649円、5款 繰入金2億373万1,000円、6款 繰越金117万3,929円、7款 諸収入97万7,700円、8款 町債1億4,760万円。歳入合計4億5,851万3,368円、不納欠損額103万890円、収入未済額827万3,300円です。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、支出済額3,029万4,461円、2款 下水道事業費、8,237万2,348円、3款 公債費、3億4,483万6,050円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額4億5,750万2,859円です。

続きまして、住宅新築資金特別会計をお願いいたします。

認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてご説明いたします。

歳入歳出予算額2,037万円、歳入決算額1,958万7,574円、歳出決算額1,958万7,322円、歳入歳出差引残額252円、翌年度繰越財源はございません。実質収支252円です。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 県支出金、収入済額61万5,000円、2款 繰入金856万5,000円、3款 繰越金454円、4款 諸収入、収入済額1,040万7,120円、収入未済額1億5,325万1,109円。歳入合計、収入済額1,958万7,574円、収入未済額1億5,325万1,109円です。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、支出済額918万202円、2款 公債費717万3,904円、3款 諸支出金323万3,216円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額1,958万7,322円です。

続きまして、土地取得会計をお願いいたします。

認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算についてご説明いたします。

歳入歳出予算額1,222万2,000円、歳入決算額1,222万757円、歳出決算額1,221万9,860円、歳入歳出差引残額897円、翌年度繰越財源はございません。実質収支897円です。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 財産収入、収入済額1,221万9,860円、2款 繰越金897円、3款 諸収入はございません。歳入合計1,222万757円

です。

3 ページをお願いいたします。

歳出。1 款 公共事業用地等取得事業費の支出はございません。2 款 諸支出金、支出済額 1, 221 万 9, 860 円、3 款 予備費の支出はございません。歳出合計 1, 221 万 9, 860 円です。

続きまして、墓地公園会計をお願いいたします。

認定第 6 号 平成 28 年度甲良町墓地公園事業特別会計決算についてご説明させていただきます。

歳入歳出予算額 171 万円、歳入決算額 132 万 7, 994 円、歳出決算額 132 万 7, 201 円、歳入歳出差引残額 793 円、翌年度繰越財源はございません。実質収支 793 円でございます。

1 ページをお願いいたします。

歳入。1 款 繰越金、収入済額 976 円、2 款 使用料及び手数料 113 万円、3 款 諸収入 1 万 8, 600 円、4 款 財産収入 418 円、5 款 繰入金 17 万 8, 000 円、6 款 他会計借入金はございません。歳入合計、132 万 7, 994 円です。

3 ページをお願いいたします。

歳出。1 款 墓地公園管理費、支出済額 23 万 7, 201 円、2 款 諸支出金 109 万円、3 款 予備費の支出はございません。歳出合計、支出済額 132 万 7, 201 円です。

続きまして、介護保険会計をお願いいたします。

認定第 7 号 平成 28 年度甲良町介護保険特別会計決算についてご説明させていただきます。

歳入歳出予算額 7 億 9, 742 万 5, 000 円、歳入決算額 7 億 8, 207 万 9, 419 円、歳出決算額 7 億 7, 182 万 3, 795 円、歳入歳出差引残額 1, 025 万 5, 624 円、翌年度繰越財源はございません。実質収支 1, 025 万 5, 624 円です。

1 ページをお願いいたします。

歳入。1 款 保険料、収入済額 1 億 5, 140 万 8, 655 円、不納欠損額 176 万 830 円、収入未済額 276 万 1, 055 円、2 款 使用料及び手数料 1 万 7, 200 円、3 款 国庫支出金 1 億 8, 621 万 1, 690 円、4 款 支払基金交付金 2 億 227 万 6, 000 円、5 款 県支出金 1 億 782 万 2, 345 円、6 款 繰入金 1 億 1, 997 万 5, 799 円、7 款 繰越金 1, 434 万 6, 049 円、8 款 諸収入 1 万 2, 490 円、9 款 財産収入 9, 191 円。

3 ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額7億8,207万9,419円、不納欠損額176万830円、収入未済額276万1,055円です。

5ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、支出済額2,557万6,106円、2款 保険給付費7億2,68万6,312円、3款 地域支援事業費1,745万8,603円、4款 公債費の支出はございません。5款 基金積立金9,191円、6款 諸支出金809万3,583円、7款 予備費の支出はございません。

7ページをお願いいたします。

歳出合計7億7,182万3,795円です。

続きまして、後期高齢者会計をお願いいたします。

認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算について説明いたします。

歳入歳出予算額7,181万3,000円、歳入決算額6,898万6,204円、歳出決算額6,894万6,320円、歳入歳出差引残額3万9,884円、翌年度繰越財源はございません。実質収支3万9,884円です。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 後期高齢者医療保険料、収入済額4,074万7,224円、収入未済額、△の3万9,884円、2款 使用料及び手数料、収入済額2,600円、3款 繰入金2,817万8,644円、4款 繰越金はございません。5款 諸収入5万7,736円。歳入合計、収入済額6,898万6,204円、収入未済額、△3万9,884円です。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、支出済額550万7,407円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,338万1,177円、3款 諸支出金5万7,736円、4款 予備費の支出はございません。歳出合計6,894万6,320円です。

以上です。よろしく申し上げます。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 続きまして、認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業報告の認定について、ご説明させていただきます。

お手元の資料をお願いいたします。まず、1ページでございます。

収益的収入及び支出でございます。収入および支出につきましては決算額で説明させていただきます。

収入、第1款 水道事業収益2億63万5,076円。支出、第1款 水

道事業費 1 億 7, 349 万 7, 602 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。収入、第 1 款 資本的収入はございません。支出、第 1 款 資本的支出、6, 824 万 992 円でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から 8 行目でございますが、経常利益 2, 452 万 2, 574 円でございます。当年度純利益は同額でございます。また、前年度繰越利益剰余金につきましては 8, 273 万 2, 454 円で、当年度未処分利益剰余金 1 億 725 万 5, 028 円でございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。左側でございます。

資産の部でございます。これも下から 8 行目ですが、固定資産の合計 22 億 5, 560 万 2, 367 円。下から 2 行目の流動資産の合計、3 億 6, 101 万 9, 019 円で、資産の合計、26 億 1, 662 万 1, 386 円でございます。

10 ページをお願いいたします。

負債の部でございます。固定負債の合計 7 億 7, 327 万 4, 611 円。流動負債合計、8, 296 万 915 円、繰延収益合計、9 億 806 万 1, 925 円で、負債の合計が 17 億 6, 430 万 5, 551 円でございます。

続きまして、資本の部でございます。資本金の合計、2 億 3, 912 万 2, 400 円、剰余金の合計、6 億 1, 319 万 3, 435 円、資本金合計、8 億 5, 231 万 5, 835 円で、負債資本合計は資産合計と同額でございます。

続きまして、11 ページでございます。

事業報告でございます。概要の 1 の総括事項につきましては、安全で安心できる良質な水道水の供給を図り、施設の整備などを推進してまいります。また、漏水調査の実施、漏水箇所の修繕をあわせて実施していきます。

2 番、議会議決事項につきましては、1 件の認定と 2 件の議案を提出させていただきました。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

業務量でございます。年間の有収水量につきましては、86.04% ございました。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項でございますが、供給単価といたしましては、1 立方メートル当たり 166.5 円でございます。続きまして、下段の方になりますが、事業費に関する事項につきましては、供給単価が 1 立方メートル当

たり196円であり、資本的収支比率は81.3%ということになってございます。

続きまして、17ページでございます。

企業債および一時借入金でございます。企業債の前年度末残高は9億1,128万8,926円、本年度の償還額6,824万992円で、本年度残高8億4,304万7,934円でございます。また、一時借入金はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西川議長 質疑に先立ちまして、監査委員の山田裕康議員から平成28年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 平成28年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書について、朗読をもって報告とします。

地方自治法の規定により、平成28年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は、40億1,418万9,000円、歳出決算額は、38億5,836万2,000円で、差し引き1億5,582万7,000円となり、平成29年度へ繰り越した事業に要する財源3,206万3,000円を差し引くと、実質残額は1億2,376万4,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は40億1,418万9,000円で、前年度と比べて1億3,508万4,000円の増となっているが、主には各種交付金、県支出金、諸収入の減および地方交付税、国庫支出金、繰入金の増などによるものである。

歳入決算における自主財源構成比は、35.1%と前年度に比べて3.7ポイント高くなった。今後は、さらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額の主な状況を見ると、町税は、不納欠損処分777万5,000円をした結果、4,926万3,000円で、476万8,000円の減。保育園保育料等は、不納欠損処分56万8,000円をした結果、469万2,000円で、189万1,000円の減。住宅使用料は、2,233万7,000円で、21万8,000円の増。学校給食費は、209万6,000円で、8万4,000円の減。

平成28年度収入未済額の合計額は、8,099万8,000円となり、

前年度と比べて692万8,000円減少しているが、不納欠損額が前年度より589万4,000円増加しており、実際には依然として収入未済額が大きな状況となっている。また、地方税法に基づいた不納欠損処理が行われているが、料金などの徴収金についても恣意性が入らないよう町全体としての判断基準を規定化し、統一されたい。なお、学校給食費や保育料、住宅使用料は、利用者負担が原則であり、公平性を確保するため、積極的かつ小まめな徴収事務に努められたい。社会状況の悪化等厳しい面もあるが、より一層徴収努力をされたい。

歳出。歳出決算額は、38億5,836万2,000円で、前年度と比べて1億6,251万8,000円の増となっているが、主には議会費、民生費の減、総務費、衛生費、土木費の増などによるものである。

普通会計ベースによる公債費比率は9.1%と、前年度より0.7ポイント高く、地方債許可制限比率は5.5%と、前年度より1.8ポイント、地方債現在高比率は119.0%と、前年度より8.2ポイントといずれも低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.8%で、町税や地方消費税交付金の減により前年度と比べて2.0ポイント悪化している。経常収支比率は通常75%以内が妥当であり、町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。

今後は、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的、効率的な配分やさらなる人件費の削減、不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が10億8,323万5,000円、歳出が10億4,871万4,000円で、差し引き3,452万1,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額は、不納欠損額の658万8,000円を除くと4,596万8,000円となり、前年度より414万4,000円減少している。過年度の収納率は5.6%と前年度を大きく下回っており、不納欠損額も増加している。さらに、基金の残高は14万2,000円しかなく、県からの広域化等支払基金貸付金3,000万円が平成28年度から5年間にわたり、返済が始まっていることから、本会計は危機的状況であると言わざるを得ない。

今後は、納期内納税者に不公平とならないよう、給付担当課の住民課についても納付勧奨のサポートをしつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれたい。

下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億5,851万3,000円、歳出が4億5,750万3,000円で、差し引き101万1,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

下水道使用料と受益者分担金の収入未済額は、827万3,000円と前年度に比べて67万6,000円減少しているが、これは、103万1,000円の不納欠損処理を行ったことによるもので、今後は分納誓約による時効の中断対策をとるなど確実な事務処理を遂行されたい。また、滞納者に対して督促や催告をしっかりと行い、法的措置をとるなど実効ある滞納整理に取り組み、収納率の向上に努力されたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,958万8,000円、歳出が1,958万7,000円で、差し引き252円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額は、1億5,325万1,000円と、前年度に比べて574万6,000円減少しており、現年度の収納率は51.1%と、前年度より16.7ポイント上昇している。

悪質な滞納者には、法的措置をとるなど強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,222万1,000円、歳出が1,222万円で、差し引き897円の残額は翌年度へ繰り越した。

平成28年度末で5,185.24平方メートルが残っているが、地籍調査業務と連携し、早急に売却処分できるよう現況把握に努められたい。

墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が132万8,000円、歳出が132万7,000円で、差し引き793円の残額は翌年度へ繰り越した。

まだ178区画が残っていることから、今後も早期に処分できるよう町内外を問わず、事業者を含め広くPRして販売促進に努められたい。また、墓地公園管理基金が減少していることから、平成32年度管理料の増額改正に向け、所有者等の理解が得られるよう引き続き連絡調整を行われたい。

介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億8,207万9,000円、歳出が7億7,182万4,000円で、差し引き1,025万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額は311万3,000円と、前年度に比べて91万1,000円減少しているが、これは、不納欠損処理が前年度より176万1,000円増加しているためである。また、特別徴収保険料の被保険者への還付処理

は、会計年度内での確実な事務処理を遂行されたい。

平成28年度は滞納者の預貯金調査を行い、実態把握に努められたが、今後は、滞納者に対して差し押さえ等を含めた法的措置をとるなど強固な姿勢で臨まれたい。

後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が6,898万6,000円、歳出が6,894万6,000円で、差し引き4万円の残額は翌年度へ繰り越した。

今後も納付義務の十分な理解を得られるように説明をしっかりと行い、初期段階での対応に努め、新規未納者の未然防止に努められたい。

水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億4,567万3,000円、営業外収益は4,379万1,000円、支出の営業費用は1億4,556万6,000円、営業外費用は1,937万6,000円、当年度純利益は2,452万3,000円となり、前年度繰越利益剰余金8,273万2,000円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は1億725万5,000円となった。

収入未済額は、不納欠損額の310万8,000円を除いても3,674万円となり、前年度より356万5,000円減少しているが、特に悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど毅然とした対応をされたい。また、不納欠損処分は安易に行うことなく、分納誓約による時効の中断対策をとるなど確実な事務処理を遂行され、収納率向上に努力されたい。

基金の残高について。

平成28年度末で、14億5,786万2,843円で、前年度より8,371万7,337円増加している。

地方債の残高について。

平成28年度末で、77億5,644万5,000円で、前年度より4億297万5,000円減少している。

結論。

平成28年度甲良町一般会計及び特別会計、企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理については、適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

財政状況は、町税は減収する中、事務事業の見直しや経費の削減に努められたが、多くは依存財源に頼っている現状である。中でも、一般会計及び特別会計、企業会計を合わせた地方債の現在高は総額77億5,644万5,

000円で、依然として大きな借金を抱えている。特に、適切な職員の配置、効率的な組織の運営など義務的経費等の抑制に努められたい。

町税や使用料、保険料、貸付金等は、町財政における貴重な財源であり、財源の確保は喫緊の課題である。公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納、徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、適時適切な納付督促を行うなど滞納の未然防止に努められたい。また、悪質な滞納者には給水停止等を行うなど、町の強い姿勢を示し必要な措置をとられたい。

このため、徴収対策本部の機能がまだまだ不十分のように見受けられるので、体制を強化し、より強力な収納対策を実施されたい。さらには、税の公平性の観点から、町税および町納付金に滞納がある場合には、一般施策等の補助事業にペナルティーを課すことをさらに実行されたい。

特に、平成27年度の公金横領事件により、町民に多大な不安等を抱かせており、さらに組織的なチェック体制の確立や条例等に基づく適正な事務執行に努め、コンプライアンスと内部統制を徹底し、管理監督者はもちろん、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、住民の信頼回復に向け、日々、職務に専念されることを切望して、平成28年度決算審査の意見の結びとする。

以上です。

○西川議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております、認定第1号から認定第9号までの9議案について、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 予算決算常任委員会で審議をされますことから、総括的と思われる事項について、当局の見解を3点について求めるものであります。

1つは、決算概要にもかかわることです。今年の3月の予算議会の際に示された予算概要の中にも、「このまま推移すれば、次年度以降、予算が組めなくなる」という危機感が示されていました。そこで、それと同じような記述が、はじめのところに書かれています。「限定的であること、いわゆる地方波及が限定的であること」と。その下の方の「今後の推移を予測すると厳しい財政状況は変わらない。経費の徹底した削減に合理的に進めているものの、今後も継続していく必要があります」と書かれていますが、それとの関係で、町長の開会の際にありました、防災センターの建設、これから造成工事、そして本体の工事が始まりますが、以前にも起債の償還のシミュレーションが示されました。毎年800万円を超える金額が返済をされなければなりません。そういう関係から、そのバランス上をどのように思っているのか見解を求めます。それが、1つです。

それから2つ目に、もう一つ、1ページの真ん中のところに、公金横領事件との関係で記述があります。第三者委員会を設置ということで書かれています、その下に「今後は失われた信頼を取り戻すべく、一人一人、また組織一丸として、適切な行政運営に取り組んでいきます」と。これは、予算決算は町長が責任を持って提出をすることです。金額の正確さはもちろんですが、事業運営がどのようにされているのか、町民にとってどういように公平公正に、また町民の地方自治法に定められる福利の増進にかかわっているのかと、寄与しているのかということが試されています、問われています。

そういうことから見たら、一人一人の職員に薄められる問題ではないんですね。この公金横領事件を受けて町長としてはどういように思っているのかというのがありますし、町長が初めに言うのがあって当たり前だと思います。町民に配られた第三者委員会の概要にも、何々について、何々についてと項目だけありまして、どういうことが指摘されて、どういう内容で改善をするのかというのが全くわからない。項目はわかりますが、その中身にどういように触れているのかわかりません。というところから見たら、町長の姿勢が信頼回復の、非常に大きなポイントになっています。その点でどう思っておられるか見解を求めます。

それから、3つ目は2ページの上の方ですが、これは財政の考え方との関係もありますが、1段目の終わりの方から、「単年度収支」括弧が入っています。赤字、そして、その次の2行目、「実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金積立金と町債繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を引いたもの）」というように説明があります。そこで考えるに、単年度収支の中には、町の借入金、つまり起債があります。町債です。今年度の決算では1億8,100万円余りの町債が収入として上がっています。その借入金も入れて、差引単年度収支になります。黒字というように書かれていますが、その借入金がなければ赤字ということで読めるのではないかと。これは財政の組み方、考え方との関連もありますので、どういようにして考えているのか、私はそういう疑問を持ったのですが、回答、説明をお願いいたします。

以上、3点です。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、防災センターとの関係でございしますが、この財政状況ということで、防災センターについては町民の生命と財産を守ることということで、平成23年度ぐらいから議会で議論されていることございまして、それが実際、今もう工事にかかっているような状況でございします。それはそれで既に議論されて必要なことではないかなとは思っております。それをふま

えて、ほかの予算の関係で縮小できるところはできるようにというような考え方で予算を組んでいるものであります。

それと、第三者委員会の町の姿勢ということで、第三者委員会で議論されて、いろんなことが検証されまして、当然、管理職としてのこともできていませんでしたし、職員の担当レベルとしての基本的な仕事もできていませんし、指摘された内部統制もできていなかったということが明るみに出ましたので、それを受けて、再発防止のためのマニュアルなりを作成していきたいというようなことであります。

単年度収支の関係ですが、ここに記載されているように、財政上の考え方に基づいて計算された数字でありますので、こういう表現にはなっております。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 私の質問に答えていただけていないんですが、3つ目のところと言えば、こういう考え方ができるんじゃないかというので質問させていただきました。つまり、説明がされている中に、単年度収支そのもの、つまり実質単年度収支というのは、単年度収支に財政調整基金云々を足して、そして取崩額を引いたもの、これはよくわかるんです。実質になると。けども、単年度収支の中には既に町債が入っている。今年度の決算でいえば、1億8,000万円入っています。それを差し引いた額が実際には収支として見なければならぬのではないかと。たしかに言葉の説明ではそうかもしれません。けども、実際の町政運営の財政上の問題を見るときに、そういう視点が要るのではないかという質問ですので、これは委員会のときでも結構ですし、今わかれば、また説明をいただいて見解を求めたいと思います。それが1つです。

もう一つは、2番目に言いました概要の1ページの真ん中ですね。「信頼を取り戻すべく、一人一人」という記述に非常に疑問が湧いたんですが、つまり、町長や副町長というのは行政のまとめ役、それから責任者と同時に政治的総括者でもあります。そういうことから見たら、甲良町政を揺るがした、また信頼を損なった容疑者の犯行、その後の対応、それから、その改善について第三者委員会が総合的に町の体質、チェックの状況、行政事務の中身、歴代の資質も踏み込んで提起があったんです。ですから、そういう点で言えば、職員一人一人かもしれません。けども、その政治的統括者としてどういうようにして取り組むのかというのが、ここに見えてこない。行政のトップとしてぜひ手腕を発揮しますという記述があってもいいのではないかと。私の質問なんですね。ですから、町長や副町長に答えていただきたい。よろしくお願いします。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 確かに第三者委員会の町民向けの報告書には概要版として報告させていただきました。先日の18日には、議員の皆さんには今後の取り組み方法等々、詳細について報告書を作成して説明させていただきました。それをふまえて、今後、来年の3月までにそれを実施すべきいろんな方向を探っていきたいなと思っていますし、もちろん職員一人一人の自覚も促しながら、さらに各課からの提案も受けながら進めていきたいなと思っています。

○西川議長 会計管理者。

○西村会計管理者 実質単年度収支についてなのですが、これはいわゆる28年度単年度の純利益という、これの計算方法の1つです。西澤議員がおっしゃる地方債、これが発行の目的が赤字補填の場合に発行するのであれば、おっしゃるとおり差し引くという形になるのですが、ここで発行する地方債はあくまでも事業の歳出があります。それに対する財源として発行しておりますので、この計算には入れないということになります。

以上です。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 最後の説明で、実質単年度収支の考え方はわかりました。ありがとうございます。

なお、予算決算常任委員会で従来から数値の読み上げがずっとされます。私は以前から言っていましたが、無駄ではないというように思いますが、この決算概要を見ても、事業の成果、前進面、今後の課題が詳しく書かれています。抜粋ではありますけども、そういう点ではその事業がどのように展開されて、反省点や前進面、今後の課題がされています。ですから、7日から予算決算常任委員会では、そのことを中心に置きながら説明をいただいて、議員の方もそれぞれ、事業についての内容を突っ込んで聞きたい議員もおられます。私も幾つかに絞って、事業内容について質疑を交わしていきたいと思っていますので、そういう運営に努めていただきますよう、予算決算常任委員会の委員長は木村さんですので、また議長とも相談されて、お願いしたいと思います。

以上です。

○西川議長 そのような方向で進めていきたいと思っています。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案につ

いて、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第16 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第27号 甲良町立幼稚園使用料条例の全部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

社会教育課長。

○大野社会教育課長 議案第27号 甲良町立幼稚園使用料条例の全部を改正する条例につきまして、議案表紙の次のページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法の一部改正により、条例で定めていました使用料など金額に係る細やかな部分を規則に委任するため、全部改正するものでございます。

平成27年度から毎年度、保育料の軽減措置があり、近隣市町にも確認したところ、規則に委任されておられます。当町でも法改正に柔軟に対応するため、改正をお願いするものです。

甲良町立幼稚園使用料条例の全部を改正する条例。

甲良町立幼稚園使用料条例の全部を次のように改正する。

第1条は趣旨となります。この条例は地方自治法第225条の規定により、甲良町立幼稚園の使用料および通園バス使用料に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条は使用料の額を定めております。幼稚園の使用料の額が子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額を上限とし、幼稚園の使用料および通園バス使用料を規則で定める額とするものでございます。

第3条では、使用料の減免につきまして定めております。町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、または免除することができるというものです。

第4条では、使用料の納入等について定めております。幼稚園に通園する児童の保護者は、毎月末までに当該月分の使用料および通園バス使用料を納入しなければならない。ただし、使用料の納入期日前に退園しようとする者は、その当日までにこれを納入しなければならない。第2項では、前項の規定により納入された使用料および通園バス使用料は、返還しない。ただし、特別の事由により町長が認めた場合は、この限りではないというものです。

最後になります。第5条は、委任つきまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付則。この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

よろしくお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 2点、質問します。1点目は、条例による定めから、規則で定めるとというのが、改正になった理由なんです、国の指針でもあります。けれども、その国の指針は定めることができるではないでしょうか。そのことです。

それから、もう一つは規則に定めると、議会に提出されないまま幼稚園の使用料、それから通園バスの使用料が決められていきます。そういう点では、議会にかかることがない。つまり、住民の意見が反映される場所が制限されるということではないのかと思います、見解を求めます。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 まず、規則で使用料を定めることについては、毎年度、毎年度、料金の方の改定がございまして、それで速やかに法に対応するために、規則の方で委任をさせていただこうとするための改正でございます。

条例により定めることができるということにつきましては、ちょっとその辺が理解できないのもう一度、よろしく申し上げます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 これは、議会に諮る必要がなくなってきた、行政の方で決めていくと。つまり、一定の基準がされているわけですね。それに基づいて料金が決まるわけですが、議会には決まった段階で報告がされるだけになって、審議されない。つまり、事前のチェック機能が弱まるんではないかという質問です。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今、西澤議員が言われるとおりでございます。確かに規則で定めることによって、議会のへの上程がなくなって、住民の意見

等を反映されないというのはそうなるかなとは考えておりました。しかし、今、社会教育課長が言ったように、近年、子ども・子育て支援法の改正に伴って、毎年、一部改正があります。以前までは、甲良町につきましては条例で使用料等についても定めておりましたが、この機会をもって、近隣の彦根市、多賀町、豊郷町、愛荘町の方に確認したところ、使用料については規則に委任しているということだったので、議員の言っていることはよくわかるんですが、甲良町についても、これをもって規則にしたということでございます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 毎年、国の基準そのものが変わって行って、それに合わせて、甲良町の使用料も変えていかんなんということなんですか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 また、議員の方の一般質問でもあるかと思うんですが、甲良町においては国、県の法律等に基づいて、この改正を行っていきたいと考えておりますので、そのことから町独自の軽減等は今のところは考えていないので、それに合わせた改正を行っていきたいということでございます。

○西川議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 文言だけの質問なんですけど、第3条で使用料の減免というところで書かれているんですけども、「または免除」という項目があるんですけど、免除というのは部分免除なのか全面免除なのかというのが出てくると思うんですけども、この使用料減免または免除というものにしとかなないと、これは減免だけという形になってくるので、項目を2つ入れた方がいいのと違うかなと思うので、その見解だけをお願いします。免除がどういう部分なのかと。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 減免というのは一部の免除、免除というのは全額免除になります。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今、議員の指摘どおりだと思います。見出しのことだと思うんですが、使用料の減免、免除という形に訂正したいと思います。

○西川議長 差しかえが来ましたが、説明願います。

社会教育課長。

○大野社会教育課長 すみません。今、お手元の方に訂正させていただきました条例をお配りさせていただきました。

第3条ですが、まずは見出し、「使用料の減免」となっていたところを「使用料の減額等」に訂正をいたしました。あとは条文ですが、町長は特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができるというふうに訂正をさせていただきました。よろしく願いいたします。

また、先ほど西澤議員からチェック機能が果たせないということなんですが、教育委員会の方におきまして、教育委員さんの意見を聞きながら、またそちらの方も反映をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 昨日の全協で質問があつて、その回答をいただけるかなと思つたんですけど、回答がなかったのもう1回、質問させていただきます。

3条の特別の事情があつたと認めるときは使用料を減額、そして、5条、必要な事項はというところで、これだと一般的過ぎて、具体的なところがわからないという質問が昨日あつたと思うんですけども、この辺に關しての回答はどうでしょうか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 全協でもお話があつたように、基準なんですが、まず考えられるのは、やはり災害や園児の不慮の事故であつたり、病気であつたり、あと保護者の方の経済的事情の急変などが考えられますが、不測の事態におきましては、その都度、協議が必要かと思つておりますが、内規などで定めていきたいなと考えております。

○西川議長 5番 野瀬議員。

○野瀬議員 内規で定めるといふことで、よろしいですか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 はい、定めていきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私はやはり、議会のチェック機能、それから、教育委員会の委員さんといへども、やはり議会が甲良町政の最高の協議機関、論議機関、そして決定機関でもあります。そういうところから見ると、柔軟な対応との理由で、議会の論議を外してしまうという点では、議会機能の1つが薄れてしまうこととなります。言うなれば、住民の意見を聞かないまま変更される可能

性が出てまいります。そういう点から見ると、国の指針とはいえ、条例主義ですので、甲良町が独自に考えて、その都度、新年度に入る前に制定をしていけば済む話ですから、12月ないしは9月議会で提出をして、来年度の使用料、バスの使用料等を定めていくことができるというように思いますので、反対させていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第17 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第28号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案書をお願いいたします。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、現在、身体障害者手帳保持者の方につきましては、医療費の助成を実施しておりますが、その中で1、2級の人については現物給付、3級から6級の方については償還払い制で医療費の助成を実施しております。このたび、障害の程度の重度性に鑑み、3級の方も1、2級と同様の医療費の現物助成が受けられるよう福祉医療費助成条例の対象とするものでございます。

内容につきましては、第2条第1項第3号中、「1級または2級」を「1級、2級または3級」に改める内容となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。1級、2級は現在、現物支給になっておって、3級からは償還払いになります。それで、窓口の負担が後から戻るというものの、便利を増進するという点で、障害者の医療費6級までが対象となっていたわけですが、その部分の中の3級について現物支給、つまり窓口で補助を実施するという内容ですので、賛成させていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第18 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第29号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 平成29年度甲良町一般会計補正予算書(第3号)の裏面をお願いいたします。

平成29年度甲良町一般会計補正予算書(第3号)で、まず第1条の歳入歳出予算のところではありますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億4,295万2,000円を加算し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,897万4,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正については、第2表で説明をいたします。

第3条の地方債の補正は、第3表で説明をいたします。

次の1ページ、第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正ということで、歳入の部です。9款 地方交付税、補正額6,765万4,000円、13款 国庫支出金、補正額261万5,000円、14款 県支出金173万8,000円、16款 寄付金1万円、18款 繰入金7,894万6,000円、19款 諸収入99万7,000円、20款 町債900万8,000円の減。歳入合計1億4,295万2,000円であります。

次のページをお願いします。

歳出の部であります。1款 議会費140万2,000円の減、2款 総務費1億1,326万3,000円、3款 民生費666万1,000円の減、4款 衛生費32万1,000円、6款 農林水産業費994万4,000円の増、7款 商工費489万1,000円の増、8款 土木費82万9,000円、9款 消防費219万3,000円、10款 教育費2,021万6,000円で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次、4ページをお願いします。

第2表であります。債務負担行為の補正ということで追加分であります。

事項が、保健福祉センターの整備事業で、期間が平成29年度から平成30年度までで、限度額が142万6,000円であります。

2つ目の事項は、教育施設整備事業で、期間が平成29年度から平成30年度、限度額が426万9,000円でございます。

次、5ページで、第3表、地方債の補正であります。

これが変更分でありまして、起債の目的は臨時財政対策債で、900万8,000円の減で、限度額、補正後が1億3,199万2,000円であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。13ページの1目13節の委託料、マニュアルの委託事業があります。それから、6目13節、ここも委託料、マニュアル。それぞれ1目については第三者委員会の提起にかかわるマニュアルの作成ということでありますし、それから、6目の電子計算の費のところではマイナンバーにかかわるところです。マイナンバーのセキュリティーを強化するという方向だということで説明がりましたが、その2つとも大事な委託事業でありまして、丸投げにならず、町としてはこういうようにして考える

という原案をぜひ示すべきだと思いますし、原案を示した上で委託をする、そして、まとめてもらう、そして、返してもらうということをやる上で、まず、町がどのように考えているのか、どういうようにしてマニュアルをつかってほしいという方針を示していくべきだと思いますので、その方向がどうなのかということです。

それから、同じページの13目の委託料、ここも委託料です。官民共同事業622万8,000円が計上されていますが、その事業内容と、今後どういうように進める予定のものなのか説明をお願いします。

それから、20ページ。全協でも申しましたが、教育振興費の扶助費のところ、要保護、準要保護のところ、前倒しの入学支度金が出されるということなんですが、各地でもそういう要望が強かったので、新年度に入ってから手当てされるという前に、財政的にも、1万、2万では済まない入学支度金になっていますので、その辺は前進だということになると思います。それで、申し込み、これを新年度に入る前に前年中にその対象の家庭にお知らせする必要があると思いますが、そういう取り組み、計画をされていると思いますが、ぜひ徹底をして、入学前のお子さんの財政支援をきちんと行うと。その財政支援が子どもさんの育成にもかかわるということでメッセージを送れるようにしていただきたいと思いますので、この2点、よろしくをお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、総務課の方からは第三者委員会のマニュアルの整備事業の考え方ということです。提言をいただいた内容で、公金の取り扱いと公益通報制度の提言をいただいております。それに併せて、ハラスメントも一緒にやろうかなということで、基本的にはこういう基本的なマニュアルをベースにします。それを業者委託でさせてもらって、当然、原案なりが出てきますので、その原案をたたき台に、まず役場の内部で各人なり、どうだということを勉強会も含めてします。それと、コンサル業者に先進事例の市町がどのようにやっているかという情報も出させまして、町としてはこういうのがええのではないかという、町としての案をつかって、それをベースに第三者委員会の3人さんに年2回は検証してもらうような話で進めていますので、そういう委員さん3人に甲良町としてはこういうふうに進めたいんやけど、ご意見どうですかというような調整をしながら仕上げていきたいなどは考えております。

以上です。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 2つ目の質問なんですが、対象者、幼稚園児と小

学校6年生になるんですが、周知の方を行って、今年中に申請をいただこうと思っております。今年中に申請をいただいて、できれば来年2月までに支給の方をしたいと思っております。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 私の方からは、電子計算費になりますが、こちらの方につきましては、今まで情報セキュリティーポリシーと個人情報保護条例を制定させていただいて、それぞれについての監査というものが国の方から入ってきます。これが、国の方から個人情報保護委員会というところからの監査になるんですが、そのような監査項目の取り扱いマニュアルとかをつくるのが、安全管理措置に対する委託になるんですが、この安全管理措置につきましては、独占という言葉はあまりよくないのかもしれないんですけど、1社で作成しているというものでありまして、その1社に問い合わせまして、実際に周辺でいきますと、豊郷と多賀も取り扱っておりますし、また全国的に1社しかできないのかという、こちらからの問いについても、そうですというような答えをいただいたんですが、実際に作成する段階におきましては、それが本当なのかどうなのかという確認をさせていただきまして、その業者と一緒に職員でつくっていくというような方向では考えておりますので、全て丸投げという言葉がどうかかわからないんですけど、1社でしか作成していないという状況であるならば、丸投げではなくて一緒に作成していくという対応をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、定住自立推進費の中の委託料なんですが、今、実施しております官民共同事業、戦略等の関係にもなってくるんですが、そちらの交付決定がございましたので、その数値に合わせるために、こちらに計上させていただいたということですので、例えば和の家の関係ですとか、金屋の関係の事業と、また長寺西のユズの関係の事業等の交付決定額に合わせたものでございます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 このマニュアルの2つのことについては、内容はわかりませんが、私が聞いていますのは、業者に委託する上で町としてこういう方向でマニュアルづくり、検討をお願いしたいという方向性を持って委託をするのかという質問なんです。ですから、その方向性について説明いただいたら結構だと思いますが。今、企画監理課長が答えていただいたのと併せて、1社云々は問題視しているわけではなくて、町としてはこういう内容のマニュアルをつくりたいと思っている、そういう方向なんだという、町としての方針上のことがあるのかと。提起をする上で、お願いしますだけではないわけですよ。だから、こういう内容でつくりたいというのは、原案をつくってもらう上で、

ぜひベースになることですから。私たちは素人ですから、専門家からつくってもらって、回答をもらおうと、それなりに流れがきちっとできていますので、ああ、そうかいなというぐらいになりますので、そうじゃなくて、町の方から問題意識を持ってマニュアルの作成依頼をしていくわけですから、こういう方向でというのがあはずですから、そのことを示してほしいということです。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 18日に配布させてもらった提言書の中で、例えば8ページの中に現金とかの収納の取り扱いについてマニュアル化することとか、納付書の再発行についてマニュアル化することとか、そういう個々の提言をいただいていますので、この個々の提言について町としてどう取り扱うかという、方針はこの方針どおりであります。それで、提案してもらって、あと先進事例なりを業者に調べてもらって、どういうふうにするかというのは、あくまでも町の方で決めますし、それができたら一応、委員の先生にも確認していただいで進めていきたいなどは考えております。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 私の課といたしましても、今現在、個人情報保護条例等もできておりますので、そういうような条例につきましての取り扱い状況の点検ができるようなマニュアルを作成してほしいというようなことは言っていきたいと思っております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第30号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○村岸住民課長 それでは、議案第30号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。予算書の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,548万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ11億6,101万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、第1表、歳入の部をお願いいたします。

3款 国庫支出金におきまして、補正額2,897万3,000円、4款 療養給付費交付金におきまして、202万5,000円、5款 県支出金におきまして、466万3,000円、8款 繰入金におきまして、減額の469万4,000円、9款 繰越金におきまして3,451万9,000円の補正額となっております。歳入合計といたしまして、6,548万6,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出の部といたしまして、1款 総務費、減額の469万4,000円の補正となっております。2款 保険給付費6,000万円の補正額となっております。6款 保健事業費9万5,000円、8款 諸支出金78万円、12款 予備費930万5,000円。歳出合計といたしましては、補正額は歳入と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第31号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第31号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,312万5,000円とするものでございます。

次のページをよろしくお願ひいたします。

第1表。歳入歳出補正予算。

歳入。7款1項 一般会計繰入金、補正額14万5,000円の増、8款繰越金925万5,000円の増。歳入合計、補正額の前は7億7,372万5,000円、補正額は940万円、合計7億8,312万5,000円とするものでございます。

次のページをお願ひいたします。

歳出。1款 総務費、補正額14万5,000円の増、6款 諸支出金20万円の増、7款 予備費905万5,000円の増。歳出合計は940万円、歳入合計と同額でございます。よろしくお願ひいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 諮問第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、甲良町大字下之郷1575番地、氏名、上野初子氏、生年月日、昭和31年7月24日。

上野初子氏は、長年、教職員として勤務され、現在も西小学校の特別教育支援員や同小学校の学校評議員を務めていただき、人権の花運動を通じて、子どもの人権を大切にする活動等に熱心に取り組まれております。元民生児童委員の主任児童委員、次世代育成支援対策地域協議会委員ほか、町の教育、福祉方面で活動され、現在はひとり親家庭福祉推進委員等の活動を通じ、何事にも熱心に取り組まれております。地域の実情に精通し、町民の人望も厚く、豊かな経験を活かし、今後さらに人権、思いやりの大切さを教える人権

教育などの人権尊重思想の普及、高揚活動に大いに期待できることから、上野初子氏を人権擁護委員としてお願いするものです。

なお、任期は平成30年1月1日から平成32年12月31日までです。どうぞよろしくご同意のほど、お願い申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成いたします。賛成にあたって、私の意見を述べさせていただきます。

今日、人権問題は従来の固定的な同和問題だけでなく、児童虐待、パワハラ、夫婦間暴力など多岐にわたっており、これら人間の意識だけではなく、社会制度の不備、政治の歪みなどに起因することが多数あると感じています。これらに広く対応される人権擁護委員の方々の役割は、ますます大きくなっていると思います。社会的要因にも目を配り、活躍されることを期待して賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第22 諮問第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成29年9月5日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、甲良町大字横関302番地、氏名、奥川房代、生年月日、昭和35年12月15日。

奥川房代氏は、長年、公務員として多賀町で勤務され、その間、職場で人権教育を豊富に受けられ、人権意識を高めるための研修を積まれており、熱心に人権問題に取り組まれてきました。また、婦人会役員や健康推進員として、地域の発展や振興、福祉の向上で何事にも熱心に取り組んでいただいております。地域の人望も厚く、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権について理解のある、また今までの経験を活かして、女性としての観点からの活動が大いに期待できる奥川房代氏を人権擁護委員としてお願いするものです。

なお、任期は平成30年1月1日から平成32年12月31日までです。どうぞご同意のほど、よろしく願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 諮問第1号と共通する討論です。賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第23 同意第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第17号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年9月5日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。甲良町固定資産評価員審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字北落120番地1、氏名、上田博司、生年月日、昭和27年11月6日。

提案理由としまして、固定資産評価員審査委員会委員3名、久保田進氏、安澤邦彦氏、建部眞理子氏のうち、建部眞理子氏の任期が平成29年11月30日で満了となるために、地方税法第423条第3項の規定により、上田博司氏の選任同意を提出するものであります。

上田氏は、彦根市役所での長年の行政経験があり、北落の区長等を歴任されており、適任者ということでございますので、ご同意をお願いするものであります。任期は平成29年12月1日から平成32年11月30日の3年間でございます。よろしく申し上げます。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** この議案に関連して、固定資産税の延滞金の問題で返金問題が起きました。その発端は固定資産の評価をめぐる問題であったことが明らかになってまいりましたが、評価委員さんに対しては適切に、またイニシアチブを発揮して、行政の指導も、そして問題が起これば適切な解決のために努力されることを期待して賛成討論とします。

○**西川議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 着席願います。

起立全員です。

よって、同意第17号は同意されました。

次に、日程第24 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人30分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田隆行です。議長の許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）についてお聞きしたいと思います。

町民の皆様にも本町における福祉の施策について知っていただきたいと思いますので、新オレンジプランとはどのようなものか教えていただければと思います。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 新オレンジプランとは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、2015年1月に厚生労働省が作成した認知症施策推進総合戦略です。これは、認知症の普及啓発、適切な医療、介護の提供、介護者への支援、認知症の人や家族の視点の重視など7つの柱に沿って、認知症高齢者にやさしい地域づくりをめざした施策を総合的に推進していくための基本的な指針となります。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 わかりやすい回答をいただき、ありがとうございます。

新オレンジプラン7つの柱への経緯は、平成25年12月11日に、イギリスでG8認知症サミットが開催され、キャメロン首相によるリーダーシップのもと、認知症についての話し合いが行われ、認知症に関する各国の取り

組みの紹介と意見交換により、世界共通の課題として認知症対策についての宣言と共同声明にG8が合意し、平成27年1月27日に認知症施策を国家戦略と位置づけ、関係府省庁が横断的に連携して共同策定したもので、厚生労働省が公表したと認識しています。

困っている人がいれば、その人の尊厳を尊重しつつ、手助けをするというコミュニケーションのつながりこそが、その将来の基盤となるべきとし、新オレンジプランの活動を推進することによって、将来に向けた地域再生という壮大なスケールの国家戦略であり、本町としてもいち早く取り組むことによって、将来大きな問題になる前に、早期発見、早期治療を行い、確実に予備軍を減らすことにより大きな負担減となるので、本町においても最重要課題として取り組むべきであると位置づけ、次の質問に移りたいと思います。

先ほどお聞きした新オレンジプランの7つの柱の1つ目で、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進が掲げられていますが、学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進ということで、中学校への認知症サポーターの取り組みについてお聞きしたいと思います。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 中学校への認知症サポーターの取り組みといたしましては、平成25年から毎年1回、中学1年生全員を対象にサポーター養成講座を開催しております。認知症を病気として理解し、認知症の方にどのように接すればよいかを知ってもらうことで、家庭や地域でのかかわりを深めてもらえるよう啓発を目的として行っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。

滋賀県における認知症サポーター自治体型の数は、約14万人。平成27年12月末の統計ですけれども、総人口に占めるキャラバンメイト、プラス、サポーターの割合は全国で約5.2%のところを、滋賀県は約10.3%で、全国4位となっております。本町においても、早くから取り組んでいるとお聞きしていますが、講座を通じて認知症の正しい知識や認知症の本人、家族の気持ちを理解し、友人や家族にその知識を伝えたり、地域やお店などで困っている人がいたら声をかけるなど、自分のできる範囲で認知症の人を応援するのが認知症サポーターであり、さらに、サポーターの中から地域のリーダーとして、まちづくりの担い手が生まれることを期待して、この取り組みを継続していただけたらと思います。

次に、滋賀県の認知症カフェ、オレンジカフェの取り組みについて、本町においても認知症カフェよってっ亭が毎月1回行われていますが、どのような取り組みかをお聞かせください。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 カフェよって亭とは、平成26年10月に県の地域高齢者社会参加推進モデル事業として、地域の方々が気軽に立ち寄ることができる交流と癒やしの場となるように、また認知症に関するミニ講座の開催や介護者支援につながる相談対応を行うために、甲良町グループホームらくらくに創設した認知症カフェであります。先ほど議員がおっしゃったように、毎月1回、第3火曜日の10時30分から15時30分までオープンしております。ランチが500円、飲み物を100円で提供しながら、毎回20人前後の利用があり、地域の憩いの場となっております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。

県からの補助金で、モデル事業ということで、滋賀県内の市町村からも注目を浴びていると思います。介護者は身体的にも精神的にも負担を抱えながら生活しているのが現状で、それらの負担を軽減するとともに、介護と生活の両立ができるような支援体制の整備が必要で、厚生労働省の定義では、認知症の人と家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、集う場とされています。

認知症カフェにおいても、全国的にも成功事例として有名な山形県のさくらんぼカフェが思い浮かびますが、安心カード普及活動の取り組みがあるそうです。最近では、企業が認知症について関心を寄せてくれるようになってきているようですが、その一つに生命保険会社が何かあったときの安心カード普及活動への協力を申し出て、県内の顧客へ手渡ししているそうです。企業にとっての社会貢献活動の一環ではありますが、その意識は確実に県内に広がり、ほかの企業や団体や地域の民生委員などからも、安心カード普及活動の協力の申し出があるそうです。本町においても企業や団体、地域の方々を巻き込んで、この認知症カフェ事業の協同による意義にも気づいてもらえればと思います。

1つ目の質問の最後になりますが、本町における認知症の医療との連携についてということで、認知症初期の集中支援チーム、オレンジファイブとはどのようなものかお聞かせください。

○西川議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 認知症の様態に応じた適時、適切な医療、介護等の提供、早期診断、早期対応のために、認知症初期集中支援チーム、オレンジファイブを平成28年4月豊郷病院に愛犬4町が共同で委託、設置を行っております。初期に集中的に介入支援を行っております。また、認知症ケアパス作成検討会を設けておりまして、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状

に気づいた際に早期対応が可能となるよう、相談先や受診先、介護サービス利用までの手続や支援体制が一目でわかる啓発資料で、認知症ケアパスを作成いたしました。平成27年6月に全戸配布をしております。さらに、平成28年11月には、認知症安心総合ガイドブックを作成し、町内の介護事業所に配布いたしました。認知症ケアパス作成検討委員会では、町内医師をはじめとする各専門職の意見をふまえて協議を行うことで、かかりつけ医や専門機関等の連携体制を明確にしております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答いただき、ありがとうございます。

7つの柱のその2に、認知症の様態に応じた適時、適切な医療、介護などの提供があり、認知症の人が住みなれた地域で暮らし続けるためには、切れ目なく医療や介護が提供されることが必要であり、そのためには早期診断や対応ができる体制が地域で構築されなければならないが、本町においては単独ではなく、4町と豊郷病院が一緒になって取り組む事業ということで、これからの新しい事業の取り組みに期待しています。

以上で、この質問は終わります。

それでは、2番目の質問をさせていただきますが、公金返還に係る問題点について、幾つか質問させていただきます。

1つ目に、町長が8月4日に交渉記録はメモ書きと発言されておられますが、内閣府の公文書の定義に反していると思うので、説明を願います。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 議員が言及されておりますのは、内閣府の公文書等の定義のうち、行政文書に当たるのではないかとのご指摘と思われま。行政文書といたしましては、職員が職務上作成し、または取得した文書を組織的に用いることで、かつ行政組織が保有しているものと公文書等の管理に関する法律に定義されております。

交渉記録につきましては、職員が職務上作成した書類ではありますが、組織的に業務に用いる目的で作成したものではないため、行政文書の定義は当てはまらないと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 内閣府の行政文書に対する定義で、先ほど言われたように行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書を図面および電子的記録を含むであって、該当行政機関の職員が組織的に用いるものとして該当行政機関が保有しているものと書かれているので、私はこれについてはやはり公文書だと思うのですが、この意見を聞いていただいて、もう一度見解をお聞きしたいと思います。

- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 私といたしましても、その公文書等の管理に関する法律のところを読ませていただいて、そういうような答弁をさせていただきましたので、今ほど言いましたような回答で間違いないと考えております。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 平成29年8月18日の全協で、交渉記録文書の流出関係記録のA4縦の資料がありますが、その中に米印で「公文書の表題は不明。流出文書をわかりやすくするため、仮名で交渉記録と記載」と書かれているが、これはやはり公文書と認めていると思うし、交渉記録については税務課の中でシステム化して、多分データ管理しているので、それをメモというのは認識違いだと思いますが、見解をお聞かせください。
- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 8月18日に写しとして交渉記録という文書がなくなったという報告をさせていただきました。あの文書は昨年の秋に山田前課長が町長に報告するためにつくった文書であります。したがって、町長に報告するというのは公文書という扱いになります。もともと交渉記録があったのは、単なる個人のメモ書きでありまして、それをもとにして町長に報告するためにつくった文書、もちろん町長に報告していますので、その点で公文書扱いと考えております。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 何度も答弁を求めましたが、この件については、例えば県の関連部署に見解をお聞きするなりして確認をしていただければと思います。
- 次に、2つ目に。今回、町長の指示により税務課職員が削除した内容は、職員が業務上作成し、職員が組織的に用いるものではないと理解してよいのかお聞かせください。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 そのようにご理解いただいてよいと思っております。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 メモならば組織的に用いるものではないが、先ほどから何度も言っているんですけど、やはり内閣府の行政文書の定義に照らし合わせると、また同じことを聞きますけれども、公文書ではないかと思われそうですが、どう思われますか。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 同じ答弁になります。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 回答ありがとうございます。

次に、3番目に、今回削除されたBさんの交渉記録以外の方たちのシステム管理をされているというのはお聞きしていますが、その交渉記録も公文書ではなく、単なるメモ書きと考えているのか見解をお聞かせください。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、質問していただいたことをトータルしますと、やっぱりシステム入力していたといたしましても、組織的に用いるものでなければ、定義には当てはまらないと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 全協のときにもお話しさせてもらったと思うんですけども、私としてはやっぱり公文書だと思われるし、削除したことについては、全協でもお話ししましたが、やはり公文書の偽造なり、証拠隠滅ととられても仕方ないと思うので、交渉記録についてはやっぱり文言削除せずに、新たにその記録について町長の思われる文書を掲載して、形成するべきだと考えますが、どう思われますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、申しましたように、やはりメモ書きですので、そういう削除ということもあり得るのかなと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 交渉記録でありますので、やはりきちんと残した方がいいと思うんですけども、安易に書きかえせず、きちんと書類を残した上で、例えば新たに交渉記録の経過として書き加えるよう検討していただければと思います。

次に、4つ目の交渉記録の取り扱いについて、現在の状況と改善策についてお聞かせください。

○西川議長 会計管理者。

○西村会計管理者 まず、甲良町では平成15年3月に情報公開条例の運用手引きというのを策定しております。メモということでの回答になるんですが、その中で情報公開条例の手引きの中には、公開の対象となる文書について明記されているんですが、個人的なメモや下書き等は通常は公的な管理下にあるものとは言えないため、この条例の対象とならないということで、公文書に当たらないとしております。

しかし、そのメモや下書きでも起案文書に添付して町長等の決済を受けた段階では、もうそれは公文書になるということが明記されておりますので、そういうような取り扱いを現在もしているということでございます。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど出ていました情報公開条例集というのは、何年前のものでしょうか。

- 西川議長 会計管理者。
- 西村会計管理者 平成15年3月に策定しております。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 ずいぶん古いものに思われますが、やはり情報のそういうものは常々進化していくので、平成15年というともう14年前のことになりますので、かなり遅れているように思うのですが、その辺についてはどう思われますか。
- 西川議長 会計管理者。
- 西村会計管理者 15年という、おっしゃるとおり14年前ですが、あくまでも町の公文書の見解としましては、やはり決済を受けたもの、それを公文書とみなすというところは変わらないのではないかと考えております。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 では、先ほどもお聞きしていますが、公文書というのは町長がみずからハンコを押して決済するものだけが公文書として定義化してよろしいですか。
- 西川議長 会計管理者。
- 西村会計管理者 今回は、この交渉記録という記事一覧、これについての見解として述べさせていただきましたので、ちょっと全体的な話については私の方ではちょっと述べにくいので、そのように回答させていただきます。
- 西川議長 岡田議員。
- 岡田議員 今回の交渉記録の取り扱いについては、何度も角度を変えて質問させていただきましたが、町としては公文書ではないという認識でおられるみたいなので、今後の交渉記録の取り扱いについて、やはり最善の注意を払っていただき、先ほど話されたような改善策を守っていただければと思います。

以上で、終わります。

次に、3番目の質問をさせていただきます。「睡眠の乱れ、子の体に影響」という見出しで、中日新聞に掲載されているのを見かけました。記事の内容は、就寝時間の遅い中学生ほど、いらいらする割合が高く、平日と休日の起床時間に差がある子どもは学校で眠くなりやすいそうです。早寝早起き朝ごはん全国協議会の設立10周年に合わせたシンポジウム、日本睡眠学会が主催であります。医師や教育関係者からこんな指摘がなされ、子どもの生活リズムを保つことの大切さが改めて指摘されたそうです。

そこで、睡眠問題について、本町における小中学生での睡眠時間の問題について現状と課題をお聞かせください。

- 西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 本町の児童・生徒の睡眠時間につきましては、睡眠時間が不足している児童・生徒の割合が上級学年ほど高いという状況が、各学校の調査から確認できています。理由として、小学校低学年については、その特徴で児童の健康に配慮された生活習慣が家庭でなかなか確立されていない課題がある場合、それから、学年が進むにつれては、従来のようにテレビやゲームに時間を費やす子どもたちが増えてくる。そして、近隣の課題としましては、スマートフォンを使った動画の視聴、それから、ラインやツイッター等のSNSに夜遅くまで時間を費やしていることが課題として考えられています。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。

私も娘が小学校に通っていたときに、PTAの役員をさせていただいたのですが、字別の懇談会に出席したときに、そこでやっぱり子どもたちの睡眠時間がかなり少なく、夜更かしする子どもが多いという現状を聞かされました。先ほど言われたように、家庭での食事とか睡眠の乱れが子どもの学習意欲や体力、気力の低下につながっているとして、社会全体で取り組もうと、2006年に国主導で運動が始まって、PTAや子ども会、食育推進団体、経済界などが参加する協議会が設立され、社会啓発や調査研究を続けているそうです。

そんな中で、文科省の睡眠時間に関する調査結果を発表し、2014年度に小学校5年生から高校生までの2万3,000人を対象に調査した結果、午前0時以降に寝ている子どもは、中学生で22%、高校生では47%に達したということで、先ほど答えをいただいたんですが、本町においても夜更かしが非常に多いということがうかがえます。

次に、睡眠負債に対する認識と小・中学校における改善策についてお聞かせください。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 睡眠不足が積み重なることによって、児童・生徒の健康や生活または子どもの発達障害にも影響を及ぼすと考えられている睡眠負債についてですが、甲良町の子どもたちの睡眠不足の現状から考えると、睡眠負債の影響を受けている児童・生徒が少なくないと考えております。町内各小中学校においては、養護教諭を中心に定期的なアンケート調査を行い、児童・生徒の睡眠に関する現状把握と分析に努め、小中間の連携も含めて各校内で職員が情報を共有しています。そして、保健だよりやささまざまな通信による啓発活動、先ほども岡田議員に言っていたいただきましたが、早寝早起き朝ごは

ん運動も含めてですけれども、そのような啓発活動を行うと同時に、養護教諭や担任による学級指導、そして、必要に応じて個別の指導も行いながら児童・生徒の生活改善に取り組んでいるところであります。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 私もちよっと睡眠負債というのがすごく興味があったので調べてもらっただけですけれども、睡眠負債とは毎日のわずかな睡眠不足が、要は負債のように蓄積された状態で、眠気などの症状に乏しく、自覚が難しい、潜在的な睡眠不足を足すことをいい、1日6時間程度の睡眠がとれている人でも睡眠負債の影響で、脳のパフォーマンスが低下したり、がんや認知症などの病気のリスクが高まったりする可能性も指摘され、改善には平日の睡眠時間を現状より少し増やし、休日にも寝だめをせずに、同じ睡眠時間を維持するのが有効だそうです。

改善策については、私からの提案ですけれども、公益財団法人の精神神経科学振興財団の中の睡眠健康推進機構の活用を提案させていただきます。学校訪問型睡眠講座があり、残念ながら平成29年度の募集は終了しましたが、多分、来年の5月1日あたりの締め切りで、また募集されると思うので、申請書を出してみてもいいと思います。もしくは、学校訪問型睡眠講座の参考資料がありまして、文科省が資料1と2とあるんですけれども、これをダウンロードできますので、これをちよっと活用して、子どもたちに睡眠の大切さを学ぶ授業をするのもいいかと思えます。中身としては、例えばクイズ形式とか図解などを豊富で、非常に子どもにとってわかりやすい、飽きない仕組みになっておりますので、ぜひ一度、ホームページを見ていただいて、活用されてはどうかと思えます。

最後に、4番目の質問に移らせていただきます。

都市の企業を地方に誘致しようと、総務省のおためしサテライトオフィス事業が各地で働き始めています。これは、企業に地方の使われていない店舗や公共施設をサテライトオフィス、出先の拠点として利用してもらうことで、地域活性化につなげるのが狙いで、地方へ新たな人の流れをつくり、地元企業なども連携したビジネスの創出も期待される事業ということで、おためしサテライトオフィスについて、本町としての見解をお聞かせください。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 当町といたしまして、地方創生事業を推進する中で、各字での拠点整備を計画しており、政府の推進する働き方改革にもつながるテレワーク拠点をその一つとして検討しておりました。また、今後もその検討に値するところがあれば、また検討して設置もということにはなるんですが、

議員にご質問いただいたおためしサテライトオフィスにつきましては、関連する事業として、併せて検討していくべきだと捉えております。しかし、採択団体となるためには、大都会にある企業の要望に足る、極めて高度なICT環境と、いかに町の特色を活かした取り組みを提案できるかが鍵となると認識しております。サテライトオフィスで勤務する人の居住地確保など、空き家バンク等、ほかの事業との連携も必要と思われるので、当町として取り組みが必要か、または可能かどうか検討の余地はあると考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答いただき、ありがとうございます。

先ほどの話とかぶるのですが、おためしサテライトオフィス事業は出先拠点の設置に関心はあるものの、地方進出に踏み出せないでいる企業を後押しするもので、まさにお試し気分で地方自治体が用意した公共施設であったり、古民家とかコテージなどをオフィスとして使ってもらって、大体1泊2日から数カ月単位で勤務を体験できるようにするそうです。交通費とか住居を提供する自治体もあるそうですが、現在の総務省から認定を受けた10自治体で実施されているようで、今後は8自治体が受け入れる予定だそうです。本町においても、先ほどなかなか厳しい状況ではありますが、受け入れ体制を整備して、もし都会においてそういう企業の話があれば、総務省の管轄、関係機関に積極的に交渉して活用してみてはどうかと思います。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○西川議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

午前の会議はここまでとし、暫時休憩し、午後の再開、13時30分とします。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開します。

初めに、傍聴の皆さんに申し上げます。静かに聞いていただきますよう、それから、携帯電話におきましては電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いしておきます。

それから、今日の一般質問の順番ですが、山田充議員の体調が不良ということでございますので、宮寄議員の後に山田充議員にさせていただきます。その後、野瀬議員という形でやりますので、ご了解願います。

それでは、再開します。

次に、7番 宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさ

させていただきます。

まず、一般質問に入ります前に、先月の全員協議会で報告を受けた第三者委員会の報告と今後の対応を聞いて、また議員の皆様の見解や指摘などを総合的に整理いたしますと、着服が起きた原因と再発防止に向けては、私としては特に次の4点について指摘していきたいと思います。

第1点目といたしまして、税務課だけではなく、他の業務でも言えることですが、上司が職員の外出時に関する動向把握など、業務管理体制が徹底されていなかったこと。例えば、税務課でありますと、納税者宅への戸別訪問の際、税金の徴収ができなくても、どこで誰と何をしていたかを報告する慣習がなかったのではないかと。これもやはり自己管理として記録に残していくようなシステムを構築するよう改善が求められるべきものだと思います。

第2点目として、第三者委員会の報告にもあったように、戸別訪問時の二人一組の行動が徹底されていなかったことについては、滞納整理マニュアルにある当然のルールを遵守することはもちろんのこと、ルールに反する行動を目にしたときは、速やかに上司や同僚に報告、相談するような風通しのよい職場づくりをすべきものだと思います。

第3点といたしまして、現金を取り扱う税務課収納班だけでなく、役場全体的に指摘できることですが、職員の長期にわたる同一部署への配置は行わないこと。これは、昨今の国や県内、他の市町の事案にもあったように、長期の配置によることが原因だったことが否定できません。定期的な人事異動を原則どおり実施し、事務引き継ぎなどによる職員間の相互チェックなどが図れるよう、徹底すべきものだと思います。

第4点といたしまして、公務員として誇りと使命感を持って職務に当たること。公正かつ親切に職務を遂行すること。規則を厳正に保持し、職員相互の連携を強めること。精錬して堅実な生活態度を保持することなどを職員全体に徹底していくことが必要であると思います。

次に、提言としまして、このたびの事件により町民からの信頼を大きく失った現状において、このような不祥事が二度と起こらないよう、いま一度、全職員が公務員としての原点に立ち返り、法令遵守を徹底し、全体の奉仕者として公共のために働いてもらいたいと思います。また、職場内での報告、連絡、相談のしやすい環境づくりにより一層取り組み、職員個々の日常業務の遂行にあっては、真摯に全力を挙げて専念していただきたい。また、甲良町に暮らす地域住民のために町政運営が行われていることを自覚し、町民や来庁者、そして職員間において挨拶を徹底するなど、当たり前のことを当たり前に行ってほしいものです。そして、信頼回復に向け、地域、行政への参加やボランティア活動など、具体的目標を掲げ、各部署において目標が実施

されているか定期的に確認するなど、コミュニケーションをとりながら一つ一つ積み重ね、信頼を取り戻す行動をし、新たなまちづくりへの礎を築いていくことを提案いたすものであります。

なお、我々議員も執行機関を監視するという役割を担っており、町当局の不祥事に対する議会の責任については、法令で規定したものはなく、直接的な責任はないとされておりますが、しかしながら、不祥事を見抜けなかったという道義的責任を強く持ちながら、これまで以上に監視機能を高め、町政発展に向け努力していきたいと思っております。

次に、先月だったと思いますが、町民のある方が呉竹のペットボトルの処理場に、箱に入ったペットボトルのようなものを2日間にわたり、無断で不法投棄をされたと付近の住民から聞きました。その方はかつて公人になろうとされた方でございます。一度も公人になっていない方ですので、固有名詞は、今日は避けたいと思っておりますが、通報者によりますと、その方はちよくちよく議会に来てはヤジを飛ばしたりしている方だと聞いております。今は公表いたしません。責任を持った行動をしてほしいものでございます。

それでは、本題に入って一般質問に入ります。

まず最初に、10月の町長選挙に向けて、出处進退についてお聞きします。まず、町長在籍中の成果と反省について聞きますが、いかがですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 宮寄議員から、10月の選挙についてということで質問をいただきました。私も平成21年10月の選挙にいきなり出馬をしたという経緯がございます。出馬の経緯というのは、前にも議員の皆さんにもお話しをしたと思っておりますが、告示の25日前、私は当時、議員をしておりました。ちょうどもう4期目に入っておりました。その中で前任者がちょうどせせらぎの里こうら、道の駅を建設するに当たって、議会でいろんな先進地を見学しながら議論を深めていたというようなときでもございました。私の意見としては、甲良町は人口も少ない、そして消費人口もなおかつ少ない。さらに、農業の米づくりが中心であって、果樹等の特産品が全くないというようなところで、道の駅を建設して、オープンして、直売所を運営するというようなことは非常に厳しいということから、当初の予算額が7億3,000万円だったと思っております。その金額そのものは甲良町の規模には見合わないということから縮小をしてほしいというような意見を議会の中でも私は出させていた聞いておりましたが、結果としてそういう意見に耳を傾けようとしなかった当時の首長であったことから、これは大変なことだなど、甲良町は現状ではこれだけの消費人口のない場所で、特産品がないところで運営しても、まず将来の見込みはないというようなことから、私は出馬をさせていただいて、大

いに見直しをしようというようなことでもございました。

それともう1点、出馬を決心したもう一つの理由は、21年の記憶としては7月9日だったと思うんですが、ライフサポートセンターの入札がございました。その日の晩のテレビ報道、次の日の朝の新聞等で、官製談合があったのではないかというようなお話もございました。それからあと、議会の中でもかなりぎくしゃくしてきたというようなことが、今現在、議会が分裂をする1つのきっかけになったということで、談合問題、これは大変やなということから、談合のない入札制度に改めたいということから、私は就任をしたら、指名競争入札から一般競争入札にかえますという公約を上げて、その2つの目標、マニフェストで選挙に立候補させていただいたという経緯がございます。

その中で、皆さんの期待もございまして、厳しい選挙戦でしたが、当選をさせていただき、そしてそれから道の駅については最初の1年半、仮オープンの直売所で運営をし、25年、26年の2年間は行政が直営で運営をしながら、今日の道の駅せせらぎの里こうら、年間30万人が来る、それだけの道の駅ができた。当然、目標にしておりましたのは、予算の問題であります。7億3,000万円を4億2,3千万円まで縮小すると、約3億円の大幅な予算縮小、そして、今日の道の駅ができたということで、私は大変な成果があり、そしてなおかつ、農業振興につながっているのは道の駅ではないかなと。というのは、生産者の皆さんが毎日、汗をかきながらも、自分で育てた野菜を毎日、道の駅に出していただいております。そのことが生産者の皆さんの励みにもなっているというようなことで、JAの皆さんにも随分協力をいただき、バックアップもいただきながら、今日にこぎつけたというようなことで、そういう意味では大変よかったのかなとも思っておりますし、また、道の駅以外にはいろんな形で入札制度、問題点がないように、トラブルのないようにしなくてはならない。ただ、事業者の皆さん、甲良町は建設業者が非常に多いから、そういう意味では厳しい反発もございましたが、今では業者の皆さんも今の入札は何回も参加ができるので、かえってよかったなという理解もしてもらっております。そういう中で、業者さんには悪いですが、我々、行政や町民に皆さんにとっては税金を使うわけですから、入札額が安くなったということは、年間を通してもうこれが何年も続いておりますので、私も数字的には確認はしておりませんが、かなりの金額が安くなったということで、財政的にも大きな貢献をしているのではないかなと思いをいたしております。

それ以外に、いろんな形で成果として、子育て支援、これについては中学校までの医療費の無料化や、あるいは各種ワクチンの助成補助、あるいは教

育では特に私が力を入れておりました、将来的には小学校も英語が必須科目になるというようなことから、アルトさんに就任直後の翌年から来ていただいて、中学校はもちろん、小学校、幼稚園に至るまでくまなく英語にいろんな形で接触をしてもらっていると。今年の夏休みも小学校の生徒が沢山、公民館に来ました。これはアルトさんが一生懸命に英語を教えていただいている、そういうあらわれかなとも思っております。それと、前任者のときには海外派遣がタイでしたが、私になってからニュージーランド、治安はよい、英語圏、そういうことを考えてニュージーランドにさせていただいて、今日までそれが続いているということでもございます。

それと、改良住宅の譲渡の件、これはなかなか進みませんでした。やっとの思いで、昨年から譲渡が進んできました。そういうことで、これからはやはり国交省の陳情をしっかりとしていかないと、譲渡の件もなかなか進まないということとして、1棟2戸の両方でなかったら譲渡ができないというのを片一方でもできるように去年からできてきたというのも、これも国交省、整備局というところに要望活動を続けていったおかげかなと思っております。

それと、商工観光の方面ではリフォームの補助なり、藤堂高虎ふるさと館、拠点施設の整備等を含めて、地方創生事業もどんどん取り組んでいるというのが現状ではないかなとも思っております。特に今現在、取り組んでいる中で、この役場の西の信号、来年度、平成30年にやっとな中学校の敷地の中に入っていく中学生の歩道の取りつけ、これが何とか進みそうなのところまでできました。そして、31年からは彦八線の右折だまり、これにかかろうということで、今現在、法養寺の方の地権者の皆さんとの協議で、協力をしてもらうということを進めているということでもございます。地権者の協力がいただけるのは、ほぼ内定はしておりますが、確定ではありません。そこまできておりますので、あとは甲良神社の境内が一部かかるということから、甲良神社、法養寺が護持をやっておられますので、法養寺の宮関係の総代さんを含めて、宮世話さんを含めて、またその協議に入るというようなことでもございます。

そういうことで、防災センターあるいは南部工業団地、そして人口減に対してどうするかというのが一番の大きな課題です。住宅地の建設、そういうものも含めて、まだ道半ばの部分も沢山ありますが、そういう部分も道筋は順番についてきたのかなという思いをいたしております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 現在、進行形の成果等々、町長から発言がありましたが、今、最も注目されている秋の陣ですね。現在、町の防災センターや、今、町長も言われましたが、南部工業団地造成に向けていろいろ取り組んでおられる最中

だと思えます。それらを最後までやり抜く覚悟で、3度目の町長選挙に向けての決意があるのか否か、どのような決意でおられるのか、報告をお願いいたします。

○西川議長 町長。

○北川町長 宮寄議員の質問の前に、6月議会の閉会の挨拶の中で、私の方から甲良町秋の陣という言葉を用いさせていただいたということで、今年は10月が任期満了による町長選挙ということは、私も認識をしております。そういう意味の中で、支援者、支持者と相談をさせていただいて、私は最終的には決めていきたいというお話もさせていただいたという経緯がございます。そういうことで、盆前にも一度、その当時の2回目の選挙の選対本部の皆さんに案内をさせていただいて寄っていただくということで連絡をさせていただきましたが、なかなか盆前で集まりにくくて、それぞれの用事もあったということで、再度改めてこの議会の会期中に集まっていただくということで連絡もさせていただいておりますので、今のところ、そういう意味では近々集まれるという機会を設けていただけるということですので、その中で出処進退についてもしっかりと相談をさせていただきたいと思えます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。まだ、相談がまとまっていないと、できていないという答えですので、くどくど聞いても仕方ありませんので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

先ほども述べましたが、横領事件の全容解明についてであります。町民の皆様が少しでも早くの解決を待っておられると思えますが、今の議会動向を見ていると、横領事件の解決を何か遅らせようとしている、わざとそんなことはないと思うんですが、そのような行動が見受けられるように私は思っております。行政あげて一刻も早く解明しようとしている総務課や税務課の取り組みに対して、邪魔といったら語弊があるかも知れませんが、そのように私には見えてなりません。少しでも遅らせるようにと、いろいろなことを次から次に要請してきて、何かもくろみでもあるのかと思えるほどでございます。行政は委員会や臨時監査を行うとなると、そのために打ち合わせや資料作成など、数日間の行政行動がとまってしまうと思えます。なぜもっと行政の応援をし、少しでも早く解決をしようと思わないのでしょうか。非常に残念でなりません。何か他の目的があるのでしょうか。行政及び議員なら徹底的に早期に解明し、一刻も早く町民に知らせていただきたいと思いますと思うのですが、そのような現状が見えてこないのは残念です。

そこで、まず被害額の算定方法について聞こうと思ったのですが、先日の全協で担当者から詳細に説明していただきましたので飛ばしますが、そのと

き、説明で不足していた点や、さらに詳しく説明したいということがあればお願いします。なければ次の質問にいけますが、ありますか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 算定方法については、きのう説明したとおりでございます。ただ、今後の作業につきまして、今、職員の中でどういうふう作業を進めていくかという中で、多分、作業内容等、これから変わっていくかもわかりませんので、ただ、作業を進めてみないと今後の方向性が見えてきません。明日か明後日ぐらいからどういう方向でいこうかというのを税務課職員でまず検討していきたいと思っておりますので、その後の進捗状況についてはその都度、報告の方をさせていただきたいと思っております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

次に、小島被告の自己破産の裁判を起こしていると聞いております。きのうの全協でも管財人の仲介があったと聞いておりますが、それが認められ、自己破産したら、賠償金はどうなるのか。先ほども言いましたが、聴聞会か何かあったと総務課長からも聞いて、あすの一般質問で何か報告しますということですので、今後の見込みを報告願いますか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 債権者集会につきましては、きのう午前11時に彦根地方裁判所において開催されました。その中で免責の可否については1カ月後に決定されるということです。免責の可否が決定された後、また1週間後に官報に掲載されるという報告を受けております。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、1カ月後、免責の可否がわかるということで、今はその状況を見守っているだけという判断でいいですか。

○西川議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 はい。そういうことです。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

次に、第三者委員会の報告ではきめ細やかに書かれていますが、これを受けて、今後の行政運営はどのようになりますか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 第三者委員会の提言を真摯に受けとめ対処していきたいと考えております。失われた信頼回復には早急な取り組みが必要でありまして、提言の中で具体的な4つの改善策や防止策提言をいただいております。

まず1つ目でございますが、税の徴収に関するシステムや手続等の不備に

関する改善を図ることでございます。

2つ目でございますが、公金の取り扱いについての組織体制やチェック体制の改善といたしまして、税の徴収および全ての公金に係る収納手続をマニュアル化し、収納に関しては複数の確認と不納欠損についての適正な処理を行うこと。

3つ目でございます。職員のモラル、相談体制、組織風土についての改善といたしまして、公務員としましての倫理意識や法令順守の意識や危機管理意識の向上のため、職員研修を実施する。また、公益通報制度や相談窓口設置の検討などを考えております。

4番目でございますが、各改善策の運用についてということで、再発防止策の評価でありますとか、検証、再発防止策検討委員会の設置検討を行う予定でございます。

提言をいただいたことにつきましては、改善できる点は改善しておりますが、今後、公金の取り扱いのマニュアル化およびフロー図の作成でありますとか、データの修正や変更に係りますマニュアルの作成など、今回の補正予算でマニュアルの整備事業委託費を計上しておりますので、お認めいただきましたら、業者選定をし、具体業務に入っていきたいと考えております。そしてまた、先ほど宮寄議員の方から4つの具体例をいただきましたので、いただいた提案につきましては、今後のマニュアル作成の際にはぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。

それでは、次の質問に入ります。文書の流出についてであります。昨年の秋ごろ、税務課で町長に報告するために作成した1枚の文書が、今年6月ごろ、マスコミ等に流出したと聞きました。たしか中日新聞にも載っていましたね。この文書を作成した経緯と保管状況はどうか。また、全協や総務委員会の中で文書が流出したことが大変な問題であると指摘されました。今現在、その文書はどこにあるのか。また、この文書は公文書扱いとなるのかどうかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、その件に関しての流れなんです。今のところ、新聞に載ったものですか、テレビに流れたものにつきましては、確認はできておりません。といいますか、税務課等のロッカーとかも探したんですが、確認できなかったということになります。その点につきましては、今後、文書の流出が職員などによるものであれば、情報セキュリティー等に関しての

侵害となりますので、それぞれ対応していくわけですが、もし情報漏洩、それをインシデントというような言葉でセキュリティーポリシーには載っているんですが、それが発生した場合は情報セキュリティー管理者につきましては、インシデント発生が正しいか偽物かの真偽、また、日時、被害内容、被害原因、対応方法等を総括セキュリティー管理者、私、企画監理課長になりますが、そちらに速やかに報告しなければならないとされておりますので、そういうような違反があった場合には、その重大性、また発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象ともなり得ますし、また、甲良町個人情報保護条例におきましては、その文言の中で懲役または罰金刑に処するとも規定されていることから、その重大性を鑑み、こちらといたしまして現在、7月および8月に彦根署の方にも相談に行かせていただいているというような状況ではございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、重複するかもわかりませんが、今の答弁を聞きますと、その文書を捜索したが、文書は見つからないということなんですよ。では、当時かかわった関係職員全員への聞き取り調査はしてあるのか。また、していない職員がいるのか。それは誰なのか。固有名詞を上げてくれなくても結構ですけども、もしいるのであれば。仮に公文書が流出したとしましょう。ということは、これは誰が考えても外部から窃盗に入られた、それは考えにくいですよ。偽物であるというならば、町の端末から引き出されたものではないと言い切ればいいことですけども、もしそうであるとするならば、いろいろな法律等に触れると思いますが、どのような法律に触れるのか、わかるだけで結構です。もう一度、お願いできますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 聞き取りの方につきましては、当時関係した者または全職員に、このような文書を見たとか、似たようなものを見たかというような聴取も各課長に命じて職員全員に聞き取りを行いました。そこで、このような形のものを見たというような職員につきましては聞き取りをしております。また、聞き取りをしていない職員につきましては、退職者ですとか、休職者ですとか、そちらの方にはちょっと聞き取りは行っておりません。

また、法律につきましては、今現在、行政ですので、地方公務員法の懲戒処分に当たるか当たらないのかというようなことをこの場では申し上げまして、あとはちょっと警察と相談の上、どのような法律に引っかかるかどうかというのは今後、決まってくると思います。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ほぼ全員の職員を捜査されたということで、一部、休職者、退職

者にはされていないということではないですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 はい。そうでございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

それでは、先日の全協の中で、流出関係の記録が示されました。その中に7月25日と7月27日に警察に電話されています。その後、警察とのやりとりなど、どうなっているのか、具体的に相談しているのか、今後の調査や被害届の提出などはどうなっているのかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 その件につきまして、警察の方に7月25日および8月30日に相談をしております。実際、警察の方に行かせていただいたのは8月30日にこちらから直接行っております。その中で、全てこちらの資料等も提示させていただきまして、今後どのような形になるかというのは、また警察の中で相談もするというお言葉もいただきましたし、その資料は接見させていただいたという証拠にもなりますので、そちらの方で資料は受け取っていただいたという状況であります。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。8月30日に警察に被害の相談をされたということで、これはもう警察と連携をとって、徹底的な調査をしていただきたいと思っております。

次の質問にいきます。監査委員の横領被害額の算定方法という、決定方法についてお聞きします。

まず最初に、監査の方法ややり方などがなぜいろいろなチラシに、最近あっちもこっちもチラシが出ていますが、なぜ書かれているのでしょうか。行政から文書が提出されないとか、当事者しかわからない情報をいろいろなところで聞いたりします。監査委員は守秘義務があるはずですが、むやみに話してはいけないというルールがあるはずなんですけど、ましてや個人情報も含まれていることが、なぜリアルにいろいろな人にわかっているのでしょうか。私は産建のメンバーですけど、特に総務委員会のメンバーの方は詳しいように思えてなりません。守秘義務違反があるのではないかと疑いたくなります。こちらに監査委員さんがおられますので、その点はどうですか。

○西川議長 上野監査委員。

○上野監査委員 監査委員の代表を務めております上野でございます。確かに今おっしゃいましたように、地方自治法に監査委員は俗に言う公正不偏の態度で仕事をせよと、それと守秘義務というのがはっきりと条文に書かれてお

りますので、私どもはその精神にのっとり、公正不偏な態度で毎月、出納検査あるいは定期検査を実施しておる次第でございます。

以上でございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、最近よく特別監査が行われていると聞いております。そこには上野監査委員ももちろん出席されていると思うんですけども、この7月、8月、監査の回数が3回、4回と行われておるみたいですが、全てそれは議会選出の監査もいますが、上野さんも出席されているんですか。

○西川議長 上野監査委員。

○上野監査委員 お答えします。監査委員には2人おりますが、独立性というのがございまして、それぞれ監査委員が独立して監査できる部分もございません。それと、最後に報告書とか意見を出す折には、合議制になってございます。私と山田議員とおられるわけですが、私は最初からは出席しておりません。俗に言う、監査委員の独立性を持って山田議員が臨時監査の要求をされたということでございます。

それで、私どもは6月26日にまとめというか、意見を聞くというか、2人で合議をしなくちゃ公表できませんので、その日に出席いたしまして、山田議員から今のような経緯、問題点等々を聞きまして、6月26日に告示第6号で公表したわけでございます。今、申し上げましたように、公表につきましては合議が必要でございますので、私どもの名前と山田議員の押印をして、公表して掲示をされているというのが経緯でございます。

以上でございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

では、この6月26日、今、聞いておりますと、例月というか月に一度はやられているというのはよくわかるんですが、私の聞きたいのは、この7月、8月に特別監査としてでは、山田監査委員が1人でやっておられたということですか。

○西川議長 上野監査委員。

○上野監査委員 そういうことになります。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 結構です。

そこで、よく耳にしたんですが、山田監査委員が、秘書なる人を立ち会わせてくれとか、弁護士を立ち会わせてくれとかいう要請があったと聞いておりますが、それは可能なことなんですか、不可能なことなんですか。例えば、弁護士を立ち会わせるなら、監査委員は町側の立場の人でありますから、町

長の決裁を受けて、その決裁を受けた弁護士が立ち会うならオーケーなのか。自費で弁護士を立ち合わせて、それもできるのか、どうなのか。そここのところをこういう場ではっきりしておかないと、今後とも不備なことが起こります。錯覚をされるといけないので、はっきりしといたらどうですか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 監査につきましては、先ほど監査委員の方から申し上げられたとおり、守秘義務違反になりますので、ほかの人が入ることは許されないということでありまして、監査委員の方で厳正にやっていただくというのが基本でございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。皆さんも今、聞かれたと思いますが、そのように対処してほしいものであります。この質問は、ここで終わります。

最後の質問にいけますが、①、②をまとめて聞きます。

まず4月から7月までの間、数回、少人数の人事異動を行っておられます。特に8月1日の人事異動は、あるチラシによりますと不当と言われておりますが、何が不当と考えるのか。そのチラシによりますと、4月の人事異動は横領事件に尽力されてきた職員を配置がえしたと書いてあったように思いますが、そのような職員を配置したんですか。この際、配置がえした真相があれば、発表されたらどうですか。何か隠しておられることがあるんですか。いつまでも同じようなことを何度も何度も、壊れたレコードの針のようなことが書かれています、はっきりさせましょうよ。

また、8月1日には、もう一度言いますが、不可解な人事異動をし、横領事件の本質を知る税務課職員をことごとく配置転換した。これは何か都合なことを隠蔽する必要があるからでしょうかとも書かれていますよ。もちろん目にされていると思いますが。なぜこのようなことが書いてあるのか、わけが私にはわかりませんが、何か真相があれば、はっきりとしたらどうですか。もし、本当に事件の本質を知っているなら、それはおかしいことですから、その辺のことを明らかにしていただきたい。

私の思うところによりますと、人事異動の対象となった人は本当に本質を知っていた人でしょうか。自分の都合で仕事をしているように見せて、全て部下等に押しつけて、自分の手柄にしている。また、その人の所属していた課の職員はパワハラ等により病気になったり、退職を余儀なくされていることが私の調べでわかっております。このため、この辞めた職員は町長や他の課の職員にも相談されていたと聞いております。あまりにも卑劣な方法で圧力をかけて、無理難題を押しつけてきたと聞いております。ただ、自分の言いなりにならない、気に入らないと行って、そこまでするのでしょうか。本

当に事件の本質を知って、少しでも早く解決しようとしている職員はほかに沢山いると思います。その職員を名指しで攻撃したり、マスコミに間違った情報を流したり、マスコミも一方的に情報を流した人を信用して、片方の意見だけを聞いて攻撃するなど、人権尊重を重点施策としている甲良町行政マンとは到底思えませんね。私は、その職員がいなければ、事件の解明などできることはないと思っております。いわゆる税務課のCさんですね。その職員を全力で私は応援します。昨日もそのCさんと言われている方かどうかはわかりませんが、全協で詳細なる説明をわかりやすくしていただいていたと。なかなかの方だと私はお見受けしております。その職員なしでは、おそらく税務課はもたないでしょう。いろいろなことで邪魔されずに、くじけないで頑張ってもらいたいと、この場ではっきり言うておきます。

議員の皆様も今まで議会での一般質問や議会だより等のチラシでいろいろなことを書かれていました。きのうの税務課の説明、もう一度繰り返しますが、きのうの説明を聞き、議員もマスコミの皆さんもわかっていたかと思えます。2,000件のデータを消した、消したと、またこれもいろんなビラに書かれておりますが、証拠隠滅か調査妨害かとも言われました。あれだけ真剣に横領事件を解明しようとしている職員が、わざとデータを消す必要があるんですか。そんなばかなことをする職員はいませんよね。この職員がいなければ、小島事件は発見されなかったとも聞いております。しかも、これだけのデータ解析など、8月1日までの人事体制では到底無理だったと思います。

6月の田中議員の一般質問の中で、当時の税務課長は3月当時の管理職が部下に復元するよう指示をしたと聞いていると、また自分が税務課長になったので、部下に整理をするよう指示をしたと答えています。それから4カ月たちました。そして、きのう聞いたとおり、課長がかわれば1カ月もしないうちに皆さんに説明できるほど、ある程度の解明ができていると私は判断しています。これはどういうことなんですかね。よくわかりますか。6,000件のデータも総務課の職員が手伝いに行っ、1週間ぐらいで整理ができたと報告がありましたよね。今までのことは本当に正しかったのは誰だったのか。

もう一度、聞きます。本当に8月1日の人事異動は不当だったのか。私のところにもいろいろな町民の皆さんが聞きに来られます。特に盆過ぎ、あれはああいうビラを読んだのが、宮寄議員、どうなのか解明してほしいという依頼がありましたので、この一般質問になっております。どうですか。もうこの際、いろいろここで終結しませんか。終結できる答弁をお願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 ちょっと宮寄議員の今の質問の前に、監査委員さんの横領損害額の決定についての質問をしてもらわないと、監査委員さんは先に帰ってもらいますので。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。失礼しました。もとに戻って、算定額の決定事項、監査委員の方から報告を願います。

○西川議長 上野監査委員。

○上野監査委員 まず、監査委員が監査します監査等の種類は、先ほども申し上げましたように、地方自治法で定められておりまして、定期監査、毎月行います例月出納検査、それから、決算の審査などなど18ほどございます。そのうちの一つ、地方自治法243条の2の第3項に規定されております、職員の賠償責任監査というのがございまして、この規定に基づきまして、市町村の長が職員の不正行為により、市町村に損害を与えたときと認めるときは、監査委員に対して職員の賠償責任に関する監査、すなわち不正事実の有無、賠償責任の有無、賠償額の最終決定の要求があります。その要求に対しまして、我々、監査委員が監査をするということになります。現在、町長さんの方からは職員の賠償責任に関する監査要求書類、これはまだ提出されていませんので、詳しくは申し上げられない部分があるということですが、今後こういう監査要求がございましたら、我々、監査委員2名で監査要求書類に基づきまして不正の事実と認められる証拠資料、書類、計数等の妥当性の検証、それから確認等の精査を、先ほど申し上げましたように、監査委員の服務であります公正不偏の態度を保持して、一般に公正、妥当と認められる監査判断をもって実施してまいりたいと思っております。

なお、8月18日の臨時監査の後、不正額の認定方法や作業状況等の中間的な報告を受けまして、その際、私どもの方からは助言をいたしました。不正行為パターンの確認や不正金額の証拠が高いもの、あるいは低いもの等々の基準、ランクを分けて、しっかりとした証拠をつけられた監査要求書類を作成し、提出されるようにということで助言をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 厳正なる監査をよろしく願いいたします。

もとに戻りますが、長々と質問しましたが、改めて町長、人事異動につきまして、はっきりとここで終止符を打とうではありませんか。もうこの問題は終わりにしましょう。どうですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 宮寄議員の質問にお答えをしたいと思います。そもそも今年の3月22日か23日ごろに、新年度の人事の内示として発表をいたしました。したがって、年度初めの定期異動、これも4月1日ということです。本来なら人事異動がそれぞれの課に異動させていただいて、適材適所で私は配置をさせていただいたということで、それぞれの課で1年間頑張ってもらいたいという思いと期待を込めて人事異動をしたつもりであります。

しかし、さかのぼってお話をさせていただきますと、平成28年1月13日でしたか、当時の税務課の山田主事から、当時の税務課長を通じて小島の公金着服があるというような報告を受けたのが、税務課の中で今日まで入れかわり立ちかわり、チーム連携がとれないままにきたという、それが最大の要因であったと思っております。もう辞めましたけど、元税務課長の上田和光君が課長で、平成26年からずっと課長で頑張ってきて、彼は本会議でも税務課の課長として、てきぱき答えているということで、私も信頼をしておいて、よう頑張ってくれとるなというような思いをしておりました。そして、当事者の小島もあまり世間話もべらべらしゃべらないで、黙々と仕事をしている姿勢があつて、当時の上田課長の信頼が厚いという報告を受けているから、私もそれをうのみにしていたというような経緯がございました。

そういう中で、28年1月に着服が発覚したということで、当然、上田元税務課長も処分の対象になります。したがって、平成28年4月1日から3カ月の減給処分という処分もさせていただき、そして、このままでは体制がだめだということから、上田元税務課長は教育委員会の教育次長にやむなく異動させたという経緯がございませぬ。その後釜に、平成28年4月1日から山田禎夫元税務課長。彼は、25年、26年と広域行政組合の総務課長で出向させました。そして、広域行政組合で一生懸命頑張っているその手腕を私も認め、平成27年に住民課長に抜てきをしたというような経緯があります。1年間、住民課長をしている中で今回の横領に対しては、もう彼しかいないということで、私は山田禎夫元税務課長に申しわけないけど、頑張ってくれということで、平成28年4月から山田税務課長を異動で抜てきをしたと。彼は4月から一生懸命頑張ってきました。

ところが、10月ぐらいになると、何かだんだん、それまで活発に一生懸命動いてやっていたのが、打ち合わせをしてもずっと下向きになって、ものをしゃべらないというようなことが起きてきました。これはただ事やないなということで、気がついたときにはもう既に鬱になっていたということで、結局は11月からもう長期休暇と。彼は10月までにかかなり着服についてのデータは相当集めておりました。だから、あのまま元気でやっておれば、もっと早く解明したかもしれませぬ。しかし、山田禎夫元税務課長がやって

いるときに、これをフォローするのは、中川初美参事であります。その中川初美参事が全くフォローしなかったことによって、彼は孤立をしてしもうたと。全く住民課長とか、今まではまちづくり課とかそういう仕事をやっていた者がいきなり税務の仕事をするというのは、全く無知からやるわけやで、ゼロスタートですよ。それを一番よく知っている中川初美参事がフォローして、もっと教えて、こうやってやった方がいいよというてやってくれていたら、鬱にはならなかったと、私自身は思っております。しかし、残念ながら彼は長欠になったと。もう再起不能と一緒にです。

話が、多少時期がずれるかもしれませんが、上田和光君も休んでいて、教育委員会にいてる間にテニスのコーチをしたということがわかって、それから復帰をしたけれども、もう税務課が手薄やということで、また税務課に参事としてこれも降格処分をして参事で置くことにしたということで、参事2人体制にしたということで、平成28年度はきているわけです。ところが、ご覧のように上田和光元参事も、もう一つ前と違って、やろうという気がもうひとつ起きていない。そこへ持ってきて、課長不在になった。だから、中川参事がトップですよ。彼女はここで答弁もかわりにするようになったわけです。だから、彼女が一生懸命やってくれていると信じて、一生懸命フォローもしてきた。

そんな中で、一つの事件というんですか、私にとっては、一つの事件かなという思いがするのが、3月21日、3月議会定例会の終わった日の午後、ここで第1会議室で総務の委員会、その中で中川初美参事は本来なら私に前もって相談してもらわないかんののに、委員会の中で議員さんの前で2,000件のデータが過失か故意かわからんが流失したと。大事なデータだということを一にいきなり冒頭にしゃべったと。何をしゃべるのというようなことでした。それが、いわゆる元データが幸いあったのでよかったです、復元は不可能ということになって、元データでもう一度、その2,000件のデータの修復をしなければならないということになった。本来なら中川参事と上田賢悟主査が一番中身をよう知っている。上田賢悟君はもう25年ぐらいから税務課に来ているのかな。そういう2人がいてたら、これはえらいことになったな、これは急いで修復せないかなというて、一生懸命取り組んでくれているのであればよかったです。全く何にもしなかったということなんです。これは、非常に残念やなと私は思っております。

それと、私もあまり人の悪口は言いたくないんやけども、やはり毎日の仕事を見えています。暇があったらスマホを見ている、課長会で私は注意したこともあります。べらべらしゃべると、それで仕事がひとつも進まない。それでは、全容説明がいつになったらできるんやと。もうひとつ言うと、1月3

0日、企画監理課が空き家対策で奈良県の五條に視察に行くと、各課から1人ずつ出てこいと、関係する課ですよ。空き家に関係する課というようなことで、1月30日に行く、そういうふうになった。ところが、その日は資料を持って、彦根の捜査2課に来てくださいと、いろんなことを調べたいので、よろしくお願ひしますと前もって捜査2課からの連絡があった。これは税務課の中川参事と上田主査に指示を出しているわけです。ところが、その日は行けないというて蹴った。何でかというたら、空き家対策で奈良に出張しなければならないと。出張は1人でいいわけです。何で2人になるんですか。当時の中川総務課長、後ろにおりますけど、税務課は1人でええじゃないのという話もあったらしいけど、よその課のこといちいち言わんといてくれというて蹴られたというようなことを私は耳にしました。

だから、やっぱりそういうことやらを考えたら、これはもう我々が知らない中でいろんなことが進んでいるわけです。毎日、じっと目の前で見て管理しているわけやないかなわからないですよ。けども、このままじゃだめだなど、いつまでたっても解決できないなという思いがありました。だから、人事異動については、慎重に慎重を重ねて、私1人で考えて判断しました。上田賢悟君についても、これは私は就任したときから、投書は3通も4通も来ているんですよ。彼はしょっちゅう家に帰っていたんです、サボりで。だから、税務課にくくりつけとかないと、よその課やったら、みんな外へ出る仕事があるからというので、くくりつけたつもりやっただけです。役場の職員さんて、結構な身分ですねと投書が来るんですよ。書いてくれはった人は後でわかりましたけどね。

だから、そういうことも考えて、人事も配置をしたつもりやっただけ。4月1日にそういう形でしようと。3月いっぱいまでの中川総務課長は、3年間、総務課長で一生懸命やってくれました。私の片腕となって。ありがたいなと思っています。だから、彼こそ今の着服については弁護士さんや、あるいは捜査2課やらからしょっちゅう連絡をとっていろいろと進めてくれている、その情報が皆、頭に入っているから、もう彼しか税務課長はできないと思ったんですよ。ということは、中川初美参事でもよかったんです。けども、彼女は無理やと、私は判断した。けども、彼女は彼女なりに今まで頑張ってるねんやから、私は会計室で頑張ってくれたら、税務課と会計室のセットで取り組んでもらえるという期待感を込めて、私は配置をしたんです。そして、3月23日ごろの内示を出した次の日から、賢悟君と2人がぴたっと休んでしもうて、いまだに来ないんですよ。だから、鬱の診断が出ています。けども、内示を見た途端から、いきなり鬱になったって、そんなもん考えられん話、私に言わせたら。県の市町振興課に中川初美参事が電話している

んですよ。甲良町がむちゃくちゃな人事をすると。向こうから電話がかかってきて、町長、どういうことやと。何か中川初美がけんかを役場に売っているなど、そういうような話。いやいやそんなことやないですよと。私は真面目にきちっと人事異動をしたつもりですという話をしました。それ以降、一切かかってこないけども、県会議員の圧力やらもかかってきました。誰が言ったのか、どうかわかりませんが。

そういう中で、人事異動、このまうまくいかないわけです。中川前総務課長が税務課長になって、初日が4月3日で、副町長を通じてすぐに2,000件の解明を、急いで仕事をするようにという指示をたしか一番に出した。ところが、なかなかそれが進まない。よくよく考えてみたら、当時の前総務課長、税務課長になってもいろんな相手先、警察やら弁護士さんらの情報のあれはちゃんとやってもらっても、税務課の中身のことはやっぱり難しいから、急にはできないでしょうね。だから、それが延び延びになってきたということと、会計室の室長が不在となって、それはもう絶対にだめなことなんですよ。だから、西村を会計室の室長に急遽、持って行ったんですよ。企画監理課から5月1日に。今、彼はよう頑張っていますよ。それはたしかにミスもありました。指摘もされました。けども、そういう指摘、ミス、それを乗り越えて、今、本当によう頑張っていると私は思っているんですよ。的確な答弁を今日もしています。だから、私はそういう意味では5月1日の人事も間違っていないと自分では思っています。

6月もまた人事かということにもなりました。これは湖東分室も欠員ができているから、上田賢悟君が来ていないから、湖東分室の欠員を彦根税務署長が早いこと何とかしてくれというので、新人である高下をわざわざこちらに異動させているんですよ。そういう人事異動をし、かわりに大西というのを無理やりに臨職で採用して、あとに張りつけたというようなことです。建設水道課長を人権課と兼務というようなことで、もう今は疲れてふらふらになっています。けども、彼もよう頑張っています。濱岡をまたこちらに動かしたりということ、本当に四苦八苦の人事なんです。けども、最終的にはやっぱり全容解明、これが一番の急務なんです。だから、税務課の全容解明が進まないと、小島の裁判がどんどんいってしまう。うちの被害額が確定できないということになったら大変なことやということ、気の毒やけども中川愛博前総務課長、今は前税務課長は悪いけどもちょっと異動してもらおうと。そして、前にやっぱりしっかりやっていた経験のある者はもうやらなしようがないと、やることによって、向こうの教育委員会のポストが空白になる。社会教育課長は今日、四苦八苦していますわ。次長が飛んだから。けども、税務課の今の問題が大事やということから、私は福原が兼務、次

長と税務課長という兼務というのはえらいです。けども、何とかして頑張っ  
て、この急場をしのいでくれというて頼みに頼んで、8月1日からになっ  
ているわけです。というようなことなんです。

だから、そのことによって、もともと中川初美参事がトップで特命チー  
ムを組もうということでD君、保健福祉課にいてるのをわざわざ、抜けては困  
るというのを無理やり引っ張ってきた。もともと税務課の経験があるから引  
っ張ってきたんですよ。ところが、中川初美参事が住民税をやっている、そ  
れを全部、Dに全部任せてくる。だから、特命チームで呼んだのが住民税を  
やっている。おかしくなってしもうたんですよ。何もわからんから。もう私  
のところ異動させてくれとじかに来たんですよ。そんなこと前代未聞です  
よ。だけど、私はあまりにも顔を見ていると、今にも辞めそうやな、倒れそ  
うやなという雰囲気だと、鬱になっていると。やむを得ないから、企画監理  
課に異動したんです。保健福祉課に帰せばよかったやけども、これが大失敗  
のもとで。そしたら、中川初美参事と上田賢悟君と背中合わせのところ  
で仕事をするようになって、余計に鬱になってしもうて、結局辞めてしもう  
て、いまだに立ち上がれないんですよ。聞いたところによると。いまだに鬱  
のままらしいんです。悪いことをしたなど、あの子の人生を潰したのは私か  
なというぐらい責任を感じているんですけど。そんな状態なんです。

そんな中で8月1日からまた中川愛博前税務課長がセンターの館長に行っ  
てもらって、白木君を産業課に戻してというような人事もさせていただいた  
ということで、8月1日から税務課長に福原猛課長ということにしたこと  
によって、今、急ピッチで全容解明と皆さんに納得してもらえる説明体制を  
しっかりとつくり、きのうもパワーポイントで山田哲也主事が頑張っ  
てやってくれていると。したがって、きのうも課長が言いましたように、今  
月中に全容解明ができて、もう既に、どうも聞いておると、小島の方も何  
か釈放がされているような話も聞いています。だから、このままでは早い  
こと何とかしないと、という私らも焦りもありますので、こういう発表は  
何もないんやけども、私はあえてもう言います。

だから、そういうことでとにかく3,000万円の被害額以外にどれだけの  
積み上げで被害額が確定できるのかということは、もう秒を争っているん  
です。そのためには、今言うてるような人事異動を皆さんにああやこうや  
と散々文句を言われましたけども、最終的には今の形がベストになったとい  
うことなんです。そのことも議員の皆さんもご理解いただきたいなと思  
います。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。

私の調査以外の内容が、初めて聞く内容を町長の口から初めてわかりまし

た。根掘り葉掘り聞くつもりはありませんが、1点だけ。重要なことですが、警察に奈良に中川参事が出張に行ったか、行かない。そのとき警察に資料を提出しなければならない日と重なっていたと言われましたが、そのとき、固有名詞はいいですけども、警察には誰が行かれて、何か指摘がありませんでしたか。そこをお願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 今回の質問ですけども、その日は結局は誰も行っていません。1月30日です。したがって、それ以降、警察からこういう答えが返ってきたということを担当課から聞いたのは、甲良町の着服事件についてはもうほどほどにしといた方がええなというようなことで、捜査が進展する可能性が薄れてきたというような情報も入っておりました。したがって、非常にこれは我々にとっては大変なことである。前に議員さんにも言ったことがあると思うんですけども。ということから、4月3日に新しい副町長ができたし、人事を変えましたので、何とか再度一緒にまた協力して捜査の方をお願いしますということで、彦根署長、捜査2課長と面談をさせていただいてお願いをし、それから、今日まで取り組みが進んできたということです。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。いろいろと職員の不手際が明らかになりましたが、これは職員のミスは、最高責任者の長である北川町長の責任でもあると思います。その点はいかがですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるとおりで、全て私に責任があります。全職員をことごとく把握して、本当に適材適所にきちっと配置をして、毎日の仕事ぶりを管理するということら辺ができていなかったということは、大変申し分ないし、町民の皆さん、議員の皆さんにもご迷惑をかけたなと思っております。申しわけありませんでした。しかし、こういうことを契機に、しっかり頑張っって取り組んでいきたいと思えます。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 先ほど、町長の方から6月1日付で大西という職員を無理やり採用したみたいな発言がありましたけども、大西は実は去年受かっていまして、補欠というのか、そういう形で残っていらしたので、それを繰り上げて採用したということでございます。

○西川議長 宮寄議員。

○宮寄議員 よくわかりました。時間も迫ってきましたので、今後も議会と行政は綿密な連携をとっていただいで、町政運営がうまくいくよう期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 3番 山田充です。議長の許可が出ましたので、一般質問に入ります。今、長々と町長がやってくれたので、自分の質問が同じように重なっていると思ってやりにくいんですけど、読み上げます。

人事配置について。8月1日に行われた人事について、横領事件の解決がまだ、町長の不正返金を隠すためのデータ削除の解決もまだ、全てが未解決のまま、なぜこのように頻繁に人事展開をするのか。町民からも信頼の厚い職員をことごとくかえて、事件解決を阻むには町民からも怒りの声が多数上がっている。今までの配置転換の経緯、理由を町民が納得するような説明を求める。大体一緒なんです、重なってやりにくいけど。町長、何かありますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 昨年度の税務課内にあっては、途中課の異動の申し出や年度途中の退職、上司に対する処遇の不満など、課内での不和を聞くに及んでいた。このことから4月の定期異動の際に、被害額の全容解明のため、横領問題について経験のある管理職を税務課に配属しないと前に進まないという思いで、前総務課長を配属した。しかし、横領事件の被害額認定採用の遅滞とシステムへの不正アクセスおよび町の情報を独自の判断で開示するなどのことがあり、8月1日付の異動をした。横領問題の早急な解決が必要なことから、税務経験のある現課長を税務課に配属いたしました。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 とにかくテレビや新聞を騒がすこの町長も、大体、今までに早う辞めてほしいという町民の声ですわ。そこだけですわ。

2に、横領事件の追加告訴について。8月4日の総務常任委員会で、警察が告訴をしないように言ったと発言したが、警察か県警か彦根署のどの立場の者の見解か。今後、町は追加告訴をしていくのか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 8月4日に経過を説明せえということで、説明をさせてもらいました。その内容は、7月20日に彦根署の課長から電話がありまして、今後は検事と警察で追加の起訴をしていくという旨の連絡があったということ報告させてもらっております。

以上です。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 刑事課長ですか。

- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 たしか長野さんかな。先ほど町長が言われたように、4月3日に総務課長が入れかわったので、挨拶に署長のところに行きまして、そのときに署長と課長と担当と面識ができて、その後、その刑事課長が窓口で、事件関係のことは総務課長に電話がかかってくるのが通例でして、その電話の一環でありました。
- 西川議長 山田充議員。
- 山田充議員 追加告訴はする予定ですか。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 通例ですと、検事と検察が追加起訴してやっていく。この間も報告させてもらいましたが、今現在、3件告訴して、2件起訴したと。近々、告訴するということで、起訴するというような報告は公判の中で出ています。9月19日にならないと、それが3件目のことなのか、警察として取り調べて、証拠がある分がどんだけというのが9月19日じゃないとわかりませんので、そういう流れでいきます。通例ですと、そういう流れでいって、裁判が始まって結審されるので、同じ案件で追加告訴というのはあり得ないとは思いますが。
- 西川議長 山田充議員。
- 山田充議員 わかりました。自分は早いですが、これで終わります。
- 西川議長 山田充議員の一般質問が終わりました。  
暫時休憩します。3時10分まで。  
(午後2時54分 休憩)  
(午後3時10分 再開)
- 西川議長 休憩前に引き続き、再開いたします。  
次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。  
5番 野瀬議員。
- 野瀬議員 5番 野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、これから一般質問を進めさせていただきます。  
まず、南部工業団地の関係から。南部工業団地に関しては、みんなが納得できる形で元大林組の土地を有効利用できるように開発を進めてもらいたいと、こういう思いがあって、何点か質問させていただきます。  
昨年のお話で、南部工業団地には何社か興味を持たれていると、複数の会社がそういう話をされているという話を聞きました。まず、入札状況はどうであったのか。これは、会社ということじゃなしに、中心になるコンサルタントの会社、その辺のところの入札状況ですけれども、それはどうであったかというところでございます。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、入札する前に手を挙げていただく業者になるんですが、そこが1つもなくて、ゼロというような状況でございますので、入札までもいかない状況でございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なぜそういう状況だったのかというのを甲良町としてどう考えているかというのを答えていただけますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 詳しいことをひとつ興味があった業者にお尋ねしたところ、実際に手を挙げたかったんですが、地理的な問題もあるということと、あと中間デベロッパーというのは、デベロッパーが進出する企業を探してこなくてはいけないので、その探す企業がなかったというような状況に陥りまして、今回、手を挙げられなかったというようなことはおっしゃっていました。

ただ、甲良町といたしましては、今の現状では中間デベロッパーがなかったもので、今後どうしていくのかというような状況なんですけど、この後ちょっとビジョンの方でもお話しさせていただこうと思うんですが、まだ前向きに考えていっているというようなことだけお話しさせていただきたいと思えます。

○西川議長 町長。

○北川町長 今、企画監理課長が言いましたように、確かに前回、いわゆる中間デベロッパーに手を挙げてもらうというようなことで、もともと挙げてもらえるであろうという期待を込めておったところがだめになったということなんですけど、これはもともと私どもが南部工業団地については、デベロッパーさんが進出する企業を探してきて、それで進出する企業が確定すれば、デベロッパーが造成工事をやって、そして進出する企業にそれを渡すというようなシステムになるんやけども、その中でももともとは物流関係であれば結構引き合いがあるという話やったんです。私は物流関係は搬入、搬出のトラックの出入りが非常に激しいので、西明寺との絡みがあるから、物流関係は一切お断りすると。製造業を基本で考えていきたいと。だから、デベロッパーさんにもそういう企業さんを探してほしいということをおったので、結局は物流がだめだということで、製造業の進出が難しくなった。滋賀県の企業誘致推進室の原田さんという室長もいてるんやけども、今は東京に行ったけども、その人も物流であればすぐにでもあるよという話はあったんです。だけど、私は一切、物流は拒否をしたもんやで、今そういう形で中間デベロッパーに手を挙げてもらうということができなかったということで、今度、

企画監理課長の方から今後の方向性について、若干の方向変更をしながら考えていかないかなと思っております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 状況はわかりました。現在の状況をふまえてということになるんですけども、今後、あそこの土地をそのままにしておくわけにはいかないという認識は皆さん一緒だと思いますので、今後どうしていくかというところのビジョンがあればお示してください。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今も町長がおっしゃられましたが、それに加えて今後は、町として甲良町南部工業団地をPRして、進出してくださる企業を公募するなどして、また探していくように考えておりますし、また、ひょっとしたら当初、興味を持っていただいた企業からも問い合わせがあった場合には、その節にはまた募集を行うことなどの説明を行うような時期であれば、そのような説明も十分していったら、今後いい返事をいただければと期待はしております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、今までのやり方を変えて、中間デベロッパーなしで募集を受けるということですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 前回の轍をふまえて、幅広く今度は募集をかけていきたいなど。例えば、開発業者さんが手を挙げても、開発業者さんが自分のところで進出企業を探すというような場合もあるかもしれないし、直接進出する企業さん、そのところが直接、話を持ってきてもらうというケースもあるかもしれない。そういう場合は当然、進出企業さんが造成する事業者さんを自分のところが選択して、そこに発注をかけて造成工事をするというようなやり方もあるのかなということから、幅を広げて募集をかけていこうというようなことで、問い合わせもまだありますので、今度、ホームページ等も含めてもう一度載せて、そういうやり方の募集をしていこうというようには考えています。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 無駄にならないように、早く対応をお願いします。

続きまして、この件なんですけども、先ほど町長からも話がありましたように、307号線が混むということであれば、西明寺さんが反対するであろうということだったんですけども、西明寺さんとの話し合いを以前から持たれていたようなんですけども、その辺に関して何らかの対応はしたんでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 このためだけではなくて、事業を進める上で西明寺さんは外せませんので、その都度、西明寺さんにも説明をして、西明寺さんの考えも伺っていこうということも考えておりますし、実際、説明等にも伺っております。

それと、この前、町長の方が彦根新聞に載りました掲載記事なんですが、要はごみ処理場が竹原にもしできたとなれば、307号の交通量も増えるというようなことが考えられまして、町長は反対しているというような記事なんですが、それを西明寺さんにつきましては、その件についてはありがたいというようなことも言うておられました。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ごみ焼却場については、次の項目でもまた質問いたしますけれども、彦根新聞自身、私はちょっと見ていないので、もし元記事があれば、コピーをいただけませんか。後で結構です。

続きまして、ごみ焼却場についての質問をいたします。国道307号線沿線には湖東三山があつて、近くにはごみ焼却場はそぐわないと。以前、私も彦根城から湖東三山に連なる道路を文化ロードとして観光につなげるよう提案したことがあります。そしてまた、片側1車線という道路の混雑増加がございます。これを解決しない限り、実現は難しいのかなということで考えております。

それで、1番目の質問ですけれども、ごみ焼却場の立地について、なかなか場所が決まらずに、人口が多い彦根地区で決まるのかなという想定を实はしておったわけなんですけれども、先日、彦根愛知犬上広域行政組合より届いた報告には、竹原地区に決まったという通知がありました。当初、町長も307号線近隣では反対されていたという、このニュースは今の彦根新聞の情報なのかもしれないんですけれども、どのような経緯で、竹原地区は優先順位が2番目ということで私は聞いておったんですけれども、ここが1番目に上がったということなのか、その辺の経緯、おそらくここの議員さんもみんな知らないと思いますので、わかるところを、話せるところを公にしていきたいと思います。

それともう一つは、行政組合で決まったということなんですけれども、関係自治体1市4町、この辺で議会の承認、これは必要ないのかという、この2点をお願いします。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 ただいまの野瀬議員のごみ焼却場に関して申し上げます。

竹原地区に決まった経緯ということで、現在、この案件につきましては行政組合の取り扱い事項でございますので、把握している部分のみご報告させ

ていただきたいと思います。

まず、選定委員会が組織に設けられまして、そちらの方で5カ所の候補地を評価されまして、致命的な問題がないということで、そういった判断の上、その5カ所に対しまして7回にわたり、彦根市の市長、副市長、愛知犬上郡の町長によります管理者会議を開催してまいりました。そういった管理者会議の中で、全員が賛成する候補地はないということで、最終的にはおのおのご意見はございますけれども、総合的な管理者でございます彦根市長が、その責任において建設候補地を決定されたというもので、報告を受けております。

また、2点目の交通量につきましても、非常に交通量が増えるということで、大体1日当たり、現段階の試算では約393台のパッカー車が全施設を利用なされるというような試算になっておりますけれども、まだ搬入ルート、そのあたりについては何も決まっていない状態ですので、実際、どう増えるかということについては注視をしておりますので、実際、どう増えるかということについては注視をしております。

また、3点目の候補地につきましては、昨日、行政組合の方で議会が開かれまして、その候補地につきまして議会の議決事項が必要となるということが可決されたということで、あくまで場所の認定ついてということで伺っておりますけれども、正式報告は出ておりません。

以上でございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 2番目の質問も一緒に答えていただきまして、まだ質問していなかったんやけど、ありがとうございます。

現在、甲良町としての態度表明はしていないと思うんですけども、この問題に関して甲良町としてどうしていくかという考え方はいかがでしょうか。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 あくまで行政組合の中で協議される案件でございますので、そちらの方の意見等を注視しながら進めてまいるといふ所存でございます。甲良町としましても、そういったことにつきましては、町長の方からご報告をいただいておりますので、情報の連携を密にしまして、対応の方を今後考えていきたいと思っております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の表現だと、まだ何も決まっていないということだと思っておりますけれども、少なくとも307号線が混雑すると、これは大きい問題なので、そこはしっかりと行政組合に意見を述べていただきたいと思っております。続きまして、ふるさと納税の質問にいかせてもらいます。

ふるさと納税というのは、郡部の苦しい財源を助けるために、都市部より

郡部への税源の移譲、これが目的となっていると私は思っております。しかし、最近、加熱するふるさと納税という問題とそれぞれ都市の方から田舎の方に対して寄付をされることによって税金が流れるということに対して、都市部からの批判が結構出ていると。これらの批判を受けてかどうかわかりませんが、4月1日付で総務省より、ふるさと納税に係る返礼品の送付等についてという通達が出されました。私はこの総務省の通達を目安程度に考えて、あんまり常識を外れていない限り、ふるさとをやっぱり応援していくという態度が大事ではないかということを考えております。また、最近返礼品ということも大事なんですけども、返礼品というよりも、甲良町に来ていただくと。甲良町に来ていただいて、甲良町にお金を落とさせていただくということに関するお返しの発想ができないのかということも一部考えております。その辺を受けて、次の質問にいかせてもらいます。

まず、甲良町のふるさと納税の金額の推移を、制定したところからの推移、この辺を説明していただきたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 この制度につきましては、平成26年8月からでございますので、その件を了承していただきまして、まず寄付金額を申し上げます。平成26年度、寄付金額6,028万1,000円、平成27年度、寄付金額1億180万1,001円、28年度につきましては1億895万5,261円。あと、寄付件数でございますが、26年度は3,590件、27年度は5,382件、28年度は5,272件というような数字でございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 思ったより数が多いふるさと納税をされているようです。先ほどの総務省からの通達があるんですけども、これまでの返礼品の中で一番高い返礼品の割合と一番低い返礼品の割合、どのくらいであったかというのを言ってもらえますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 返礼品の最低の方はちょっと把握できていません。申しわけございません。最高の方は、甲良米の55.3%の返礼になっておりました。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 まず、55.3%ということになると、総務省からの通達に該当すると。30%という通達でしたので、該当すると思われるんですけども、これを今後どのようにしていくかというところの考え方をお示し願えますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 野瀬議員のご質問の中の通達なんですけど、この後、5月

と7月にも来ております。甲良町といたしましては、12月から返礼割合を3割程度に見直すということは、県を通じて国の方に報告していただくようになっております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ほぼ総務省通達のとおり従うということだと思いますので。近隣の市町の状況はどうでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 甲良町の場合につきましては、そのお米なんですけど、例えばほかの町につきましては、資産性の高いもの、例えば価格が高額なもの、近くでも何十万円、100万程度のがあるんですけど、それにつきまして問い合わせたところ、今年中にはもう3割程度になるかどうかわからないんですけど、それをやめるか、その程度におさまるような返礼品に変えるというようなことはおっしゃっていました。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 豊郷なんかでは結構高い返礼品があるということで聞いているんですけども、わかりました。近隣の市町はほぼ3割程度におさめるということだと思います。

先ほど私が提案した、甲良町に来ていただくという方向のお返し品という品物ではないんですけども、こういったところも一度考えていただいて、そうすることによってお返し品として出した以上に、甲良町にもまたお金を落としていただくということもありますので、その辺のところをまた考えていただきたいと思います。

○西川議長 町長。

○北川町長 その件ですけれども、平成28年度は一応、試しにという言葉は悪いですが、西明寺の入山券と一休庵のお食事券をセットにしたという企画をさせていただいて、ふるさと納税のお返しにしたというので甲良町にお出でいただくと、甲良町で食事をしていただくという企画をしましたのに応募していただいた方もおられます。だから、今後は高虎ふるさと館もできましたので、そういうところや道の駅も含めて、甲良町も三大偉人のいろんな遺跡がありますので、そういうところをセットにして高虎タクシー、そういうのを使って回っていただくという企画も1つの選択肢かなと思っております。

それと、金額的な安い、例えば1万円とかいうレベルの寄付していただくのに対するお返しは、こちらの天然水1ケース、そういうのは比較的安いです。近江牛の特製ビーフカレー4個とか湖魚の3点セットとかそういう部分は、1万円に対してそれぐらいのお返ししかしていないから、3割か35%

ぐらいというようなレベルの分ではないかなと思います。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 追加の回答をありがとうございます。物だけじゃなしに、先ほど町長もおっしゃられたように、来ていただくということも大事なことで、その辺のところも現在の商品以外に追加も考えていただいて、進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にいかせてもらいます。

公金の着服その他についてというところで、この事件について裁判が既に始まっていて、元職員の責任問題については裁判所に任せざるを得ないということですので、再発防止等について質問していきたいと思います。

1番目、この問題は先ほど宮寄議員が質問されているので、ほぼ同じ質問になりますけども、公金着服事件に関する第三者委員会の報告を見てみますと、原因および提言が多角的にまとめておりますが、各項目ごとに既に対応しているものもありますが、どうしていくのかというところですけども、先ほど宮寄議員の回答がありましたけども、それ以外に追加するようなことがあれば答えていただきたい。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほどの宮寄議員の質問の中でお答えをさせていただきましたので、重複することがあるんですけども、提言をいただいたのは4つのことですので、それを受けまして、それを基本にマニュアルの作成をさせていただきますので、その中でいろいろな意見でありますとか、先ほどいただいた意見もふまえました中でマニュアルを作成していきたいと思っております。マニュアルをつくる目的といたしましては、公金を扱う職員において統一のマニュアルが必要であると考えておりますので、それがどの職員がその職務に当たっても対応ができるもの、チェックできるものを作成することが目的でございますので、そのことを基本に補正予算でお認めいただきましたら、すぐに具体的に業務に入っていきたいと考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ただ、この件に関しては全町民が注視している項目なので、しっかりと、そして早くまとめていただきたいと思います。

2番目にいきます。第三者委員会の報告書の7ページの(3)の2、相談体制についてというところなんですけども、この分で部下からこういうおかしい問題があるよと言われて、それを放置していたということ、これは大きい問題だと思うんですけども、これに関して既に退職されておりますのであれなんですけども、当時、何らかの処分を科したんでしょうか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 U課長につきましては、監督不行き届き等により、職員の着服行為を発見できなかったということは職務怠慢であり、行政不信を招いたこと責任は重いとしまして、地方公務員法第33条、信用失墜行為の禁止でございます。その規定違反によりまして、地方公務員法第29条第1項第2号、これは懲戒、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合に該当するとしまして、平成28年3月に10分の1の減給3カ月、4月、5月、6月の処分を行っております。また、併せまして地方公務員法第28条第1項第3号、これにつきましては職に必要な適格性を欠く場合ということで、28年8月1日付で課長から参事に降任の処分をいたしております。第三者委員会の報告の調査の中で、U課長の対応につきましてもの不備が浮き彫りになりましたけれども、処分は既に行っております。

以上です。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私は、その部分は要はテニスの部分での指摘かなと思うんですけども、この部分の相談体制についてというのは、調査していく中で浮き彫りにされたということだと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほど野瀬議員がおっしゃられましたテニスにつきましても、また別の案件でございますので、その部分につきましても減給も3カ月別にいたしております。3月に処分をいたしましたことが、公金横領のことで受けての監督不行き届きのことでございます。その後、また職に必要な適格性を欠くということで、降任の処分をいたしております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

続きまして、3番の質問に入らせてもらいます。

5ページの(1)の①収納印の取り扱いについてというところなんですけども、ここでは収納印は公印ではなかったということが書かれております。そして、10ページの2の(1)では、公印やそれに準ずる印ということで書かれておりますけども、印を押して、町民に返すもの、書類については、私は全部公印だと思っているんですけども、その辺の認識はどうなんでしょうか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 5ページの(1)の①では、事件発生の原因として、税務課の収納印は公印ではなかったという記述がございます。これにつきましては、甲良町の財務規則の第33条の直接収納に係る領収に押印する収納印は1つでありまして、税務課使用のものは公印としては登録をされていないた

め、公印ではなかったという記載になってございます。

次に、10ページの2の(1)、それは改善策の中での文言のことでございますが、公印やそれに準ずる印についてという考え方でございますが、現在、収納の直接収納に使う公印は、会計室の1つだけであります。しかし、両センターをはじめ、業務上、公金を原課で受け取ることが不可避の場合、収納の際に公印に準ずる印が存在する、今後においては、その全ての印を一定の整理をし、財務規則に規定する、または何かしらの規定を設けるなどが必要であるということで、今の段階ではその全ての印のことをさして、公印やそれに準ずる印についてという記載になりました。

以上です。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私の認識が間違っていたのか、窓口で押した印鑑というのは、そもそもそういうところに押される印ではなかったのに押したということなんですか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほど申しあげました財務規則に載っているものではございませんので、記載がなかったということで、公印ではなかったという記載にはなってございますが、それは横領にかかわらず、窓口で押されていた印というのは、収納印に使っているものでございますので、公印でなかったという、これは記載の仕方にはなるんですけども、その収納印で通常業務を行っておりました。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 収納印でそういう業務をやっていたということなんですけども、状況はわかったんですけども、今後のところで、その辺の印の管理というところで、これも早急にどこで誰が管理するかというところをまとめて、今後こういうことのないようにということで、早急にまとめていただきたいと思っております。

そして、次のところへいかせてもらいます。

税務相談に行って、収納印が押されているということになると、これは公にこだけ納めたという証拠になりますので、先ほどの話、公印じゃないということだったんですけども、準公印扱いのそういうハンコを押したことによって、公文書偽造という面も見られるような気がするんですけども、この辺に関してはどういう見解を持っておられますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 税務課が集める金品をKが着服したということで、それは横領であります。元職員Kは、領収書の作成なり、そういう権限を持っており

ましたので、文書の偽造には該当していないと考えていますし、もし文書偽造に該当するということであれば、横領で起訴された際に併せて文書偽造なりでも起訴されるのが通例であります。そのことから、これは文書偽造には当たらないというようには考えています。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 文書偽造に当たらないということは、町の判断だと思うんですけども、それを警察なり、検察にぶつけてみたことはありますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 告訴自体は横領で3件上げさせてもらって、その3件上げさせてもらって、警察が今、取り調べて、横領罪で起訴しますが、そのときの取り調べで、これを文書偽造罪ということであれば、文書偽造罪で起訴されるのが通例であるということなので、警察もそのようには判断していないと考えております。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

その次の5番目にいきます。岡田議員からの質問もありましたけども、再度、質問したいと思います。

未収納になっている税金、この辺が担当者がかかわるごとに引き継ぎ書で引き継ぐわけなんですけども、結局、この引き継ぎ書自身が公な文書であるから、その引き継ぎ自身も正しい引き継ぎになるわけだと思います。午前中の話で、町長に提示した文書のみが公文書となるという発言がありましたけども、私は少し違和感を持っております。公文書というところで、昼にちょっと調べてみたところ、日本の役所または公務員が、その名義（肩書）をもって職務権限に基づいて作成する文書、文書の名義が公務所または公務員である点で、これら以外を名義とする私文書とは区別されると。また、公務所または公務員の名義で作成された文書であっても、その職務権限内において作成されることを要するから、例えば公務員の肩書きによる挨拶状や辞職願などの私的な文書は公文書には含まれないと。こういうことが書かれております。

引き継ぎ書というのは、業務上の文書でありますので、これが挨拶状とかそういった部類ではないと私は感じております。その辺のところから引き継ぎ書自身も公文書であると私は認識しておるんですけども、午前中の見解を含めて、もう一度、回答を願えますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 野瀬議員がおっしゃいました引き継ぎ書につきましては、職員が職務上作成し、組織的に用いる保有文書との定義に照らせば、引き継

ぎ書につきましてはご指摘のとおり公文書であると考えます。一方、引き継ぎ時のメモにつきましては、引き継ぎを行う中で職員個人間のやりとりを記したものでありますので、それ単体では公文書とは言えないと考えています。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この引き継ぎ書に添付したメモであれば、それは私は公文書という形になると思います。今回ちょっと具体的なところで、そのメモがどういう状況であったかというのは認識していないわけなんですけども、単独であったのか、引き継ぎ書に添付されていたのか、その辺のところはいかがでしょう。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 今、話をしていますのは、パソコンの中に入力されたことでありまして、それが消えた、消えていないと。これが公文書かどうかという話でありまして、町の説明としては、それはメモですよ。それを引き継ぎなりに使うのは、それをプリントアウトして、引き継ぎ書に添付して、こういうことで引き継ぎますよ、こういうことで不納欠損しましたよという根拠資料としてつけたら公文書ということなので、メモで入力した段階なので、個人しか知らない。決済も課長決裁、町長決裁がありまして、全てそれを打ち出して、課内の合意ができていたら、これは公文書ですよというような考え方ですので、組織の意思疎通ができていくかどうかで判断しているものであります。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私自身は、そこのところはメモであるにしても、何にしても、そういった業務にかかわるところに関しては公文書であるという認識はしております。ここはちょっとずれがあるんですけども、そこのところは続きをしても答えが同じだと思いますので、続きのところへいかせてもらいます。

税金の滞納金の返金についての問題です。一度納めた滞納金を返金したということについては、法的にも問題はあります。当時、県の滞納の徴収チームからも、これはいかんことだと、違法だということであって、返金はだめだということでアドバイスを受けたということ聞いておるんですけども、その辺のところ、みんながおかしいなというところでは思っているところです。既に時効が過ぎて、法的な責任は追及できませんが、税金の返還の指示において、交渉記録、これが公文書に当たる、公文書に当たらないというところはあるんですけども、これを削除させたのは公文書偽造に当たるということであるんですけども、そこのところの判断は法的責任はないにしても、どう考えておるかということを確認したいと思います。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 同じような答弁になりますが、この交渉記録は、甲良町の情報公開条例の解釈および運用基準というのを15年3月につくっております。それに併せて、文書管理規程もつくっております。朝、会計管理者の方から説明がありましたが、交渉記録というのはパソコンの中に打たれたことを言いまして、通例ですと、滞納があったので、そういう記録をしていると。実際、この時点で返した処理をしているということなので、通例でしたら、もしそういうメモがあったら、それをつけて決済をとるんです。こういう経過だったので、このように返してよろしいかという決済があったら、それは公文書であると。ただ、今回調べたら、その決済自体がなかったので、部分的にこれは公文書かどうかという話にはなっております。

調べてみると、決裁がないというのと、返した伝票だけはあるんです。担当者の欄に上田というのが押してあって、それが20万円以下なので、当時の総務課長決裁です。山本総務課長までの伝票処理をしたものしかないというような実態がありまして、返した事実はわかるのですが、どういう内容で職員が事務処理をしたかというのがもうわからないというのが実態であります。

ただ、返すというのは、町長の記者会見で町長が返したというようなことは町長が発言されていますので、通例ですと、首長がそうしたら、事務方が事務処理を、今言った手法にのっとってするのが通例であります。もうその時分はできていなかったのではないかなということなので、実際にどういう項目で該当して、どういう理由でというのが、もう事務的には確認できない状況であります。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか難しいところがあるんですけども、ちょっと整理したいために、交渉記録を削除させたというところで、町長に質問なんですけども、なぜ削除させたのかというところをお答えいただけますか。何の目的で削除させたのか。もう一度、お願いします。

○西川議長 町長。

○北川町長 私は今回、こうやって税金の延滞金を還付したという件で表沙汰になるまでは、交渉記録そのものがあること自体、私は知らなかったんですよ。多分、その当時にきちっと書いて、順番に担当課で決済をして、順番に回ってきて、私のところに最後の決済が回ってきたら、こういう記録をつくるんやないのが初めてわかるわけで、これじゃ、文言がちょっとおかしいよと、これ訂正してほしいということは、私は多分言うたと思うんです。ところが、今回そういうことで、初めてこの記録を見て、何でこんなことが書いてあるのというように私は思ったんです。当時の税務課長と町長の政治的

判断によると書いてある。私は政治的判断によるというのはおかしいと言ったから、政治的判断、この5文字、これを消せと言ったんです。それだけです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 文書全体を消すということではなしに、その政治的判断という言葉だけを消せと。文書は消えてしまったと。

○西川議長 町長。

○北川町長 いやいや、それは知らん。私が指示を出したのは、5文字、政治的判断による、7文字か、そこは違うと。今までの延滞金は減免するということはずっと従来からやってきていたから、それやったら気の毒やで、延滞金については半分お返ししましょうとなったわけやから、政治的判断によって政治家が判断したとか、そういう意味じゃないということを私は言いたいし、消したのは7文字だけです、私が指示を出したのは。あとは知りません。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そしたら、この問題を調査していく中で、消した人間に対して質問をした、誰がしたか知らないんですけども、した人で、そのところの経緯、どういう判断をして、どうしたかというところを答えられる人はいますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 ちょっと日は忘れたんですが、臨時監査があるということで打ち合わせをしました。そこで、今ほど町長が言われた、政治的判断は私は知らない、このことは覚えがないし、自分はそんなではなかったということでしたので、臨時監査の資料にはそれを消して出すということを決めさせてもらったと記憶しています。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 あとの人も同じ質問があると思いますので、私の質問はこの辺にしたいと思います。

続いて、2番目。これは副町長に対しての質問です。前の全協で発言があった、なかったというところですけども、明確な発言はやはりなかったです。ただし、文脈を見る限りそう言っているというように読み取れますので、税務規則の第4条の2の6番目、町長が認めたものについての判断、これは誰が考えても1番から5番に該当するであろう、そういう条項の程度であるものという読み取りができるんですけども、その辺については今現在、副町長はどのようにお考えでしょうか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 この第6項目につきましては、やはりいろんなことが想定されますので、上の5号のほかという考えでございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私の質問に答えてください。1から5の項目にイコールじゃないですよ。それと重さ的に同じような該当項目であるという認識があるかどうかというところです。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 同じことになりますが、その第5項目、上の5項目以外のことでございます。重さは関係ないです。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ということは、上の5項目関係なしで、勝手に判断して、勝手に処理してもいいということですか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 誰が勝手にと言いましたか。それは、ちゃんと町長に決裁をとってすべきでありますから、そんな勝手にできるものではありません。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私が言うてるのは、1から5項目と同じ重さのものかどうかという質問をしているんです。だから、それ以外ということであれば、重さは関係なしにそういう判断ができるということですので。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 何回も言いますが、重さは関係ありません。それ以外の項目でございます。

○西川議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちょっと話になりませんので、法的な認識を副町長、しっかりと認識していただきたいと思います。こういった条例なり、町の規則、この辺をしっかりと正しく読み取る能力、この辺がないとなかなか、そういった職務ができないと思いますので、今後はしっかりと勉強していただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○西川議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後4時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一